

第10章

国際交流・協力の充実に向けて

第10章のポイント

我が国が、教育や科学技術、文化の分野で引き続き国際社会をリードしていける存在であり続けるためには、21世紀の国際社会で主体的に生きる日本人を育成していくための諸施策を充実することや、諸外国の人々とお互いの文化、習慣、価値観などを理解し合い、信頼関係を築いていくための国際交流を一層推進していくことが必要です。また、国際的にも重視されている開発途上国への開発協力を積極的に推進していくことや、科学技術創造立国を目指す我が国が、国際的な交流を通じて科学技術の発展を図るとともに、国際社会が共通して取り組むべき問題の解決に貢献していくことが重要となってきます。

文部科学省及び文化庁では、このような国際交流・協力の充実に向けて、国際化に対応した様々な施策の展開を図っています。

1

国際社会を生きる人材を育成するために

文部科学省の「初等中等教育における国際教育推進検討会（初等中等教育局長の私的諮問機関）」では、海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育、国際理解教育など、これまで各分野で蓄積されてきた人材や経験を有機的に連携させ、有効活用を図る観点から今後の国際教育の在り方について検討を行い、平成17年8月、報告を取りまとめました。同報告では、国際化した社会において、我が国の子どもたちが自立した個人として、いきいきと活躍できるよう、初等中等教育段階においては、すべての子どもたちが、次の三つの能力を身に付けることができるようにすべきであると提言しています。

- ①異文化や異なる文化を持つ人々を受容し、共生することのできる態度・能力
 - ②自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立
 - ③自分の考えや意見を自ら発信し、具体的に行動する力を身に付けることのできる態度・能力
- そして、学校における国際教育の充実を図るため、以下の方策に取り組むことを求めています。

初等中等教育における国際教育推進検討会 報告書ポイント

(1) 学びが広がり深まる授業づくり

各教科等や総合的な学習の時間の相互関連性を意識し、学びが広がり深まる授業づくりを進めるとともに、優れた取組の普及やモデルカリキュラムの開発、情報通信技術の活用等を図り、実践的な態度・能力を育成する授業づくりの支援を行う。

(2) 教員の実践力の向上

教員養成段階における取組の充実とともに、参加型・実践型の研修の実施や海外研修の充実を図る。

(3) 直接的な異文化体験の重視

留学、海外研修旅行、海外修学旅行、姉妹校提携による学校間交流など、バランスのとれた国際交流を推進する。

(4) 外国人児童生徒教育の充実

政府関係省庁や地方の関係機関と連携し、日本語指導や就学支援等、受入体制を一層充実させるとともに、外国人児童生徒と共に進める国際教育を推進する。

(5) 海外派遣教員の活用

人事配置上の工夫などによる、在外教育施設等派遣教員や海外研修経験者の活用・登用の促進や、海外派遣教員の情報発信の支援を行う。

(6) 地域における協働の促進

学校の外部にある人材や組織等が連携し、地域の国際教育ネットワークを形成するとともに、優れた実践事例の普及を図る。

(7) 海外での成果を日本の学校教育に生かす

小学校段階における外国語教育や、小学部・中学部併設による乗り入れ授業の実施等、海外子女教育の成果を検証し、情報発信を行う。

(8) 時代の変化に対応した海外子女教育・帰国児童生徒教育

昨今の海外子女教育をめぐる状況やニーズの変化を踏まえた海外子女教育の充実方策を検討するとともに、特性に配慮した帰国児童生徒教育を充実する。

文部科学省では、同報告を踏まえ、これらの方策を効果的に推進するために、「国際教育推進プラン」を新たに実施し、NPO等を活用して地域の国際教育資源の連携や実践的指導方法の開発等を行いつつ、中核となる学校を中心に大学等と協力してモデルカリキュラムや教材開発等に関する実践研究を行うことを検討しています。

2

イーター
ITER計画についてイーター
○ITER計画の状況

ITER計画は、核融合実験炉の建設・運転を通して、人類究極のエネルギーである核融合エネルギーの科学的・技術的な実現可能性の実証を目指した国際協力プロジェクトです。

本計画は、1985（昭和60）年の米ソ首脳会談における共同宣言を発端とし、1988（昭和63）年から2001（平成13）年にかけて設計活動を行い、その成果を踏まえ、出来るだけ早期のイーター計画実施にむけて、現在参加極による政府間協議が実施されています。

イーター
＜ITER計画の現状＞

- 参加極：日本、EU、ロシア、米国、中国、韓国、インド（2005年12月参加）
- 建設地：フランス・カダラッシュ
- 機構長予定者：池田要（いけだ かなめ）氏

○我が国の役割

エネルギー資源の乏しい我が国にとって、将来のエネルギーの安定確保は重要な課題であることから、我が国はイーター計画に当初から積極的に参加してきました。

2002（平成14）年5月31日には、国内誘致を視野に、青森県六ヶ所村を候補地として政府間協議に臨む旨閣議了解がなされ、以来この方針の下、国際協議を行ってきました。2005（平成17）年6月28日にロシアで開催されたイーターのサイト決定のための第2回6極閣僚級会合において、ITERの建設地が欧州に決定されるとともに、我が国において、日欧協力による幅広いアプローチ（核融合エネルギー実現のために、ITERと並行して補完的に取り組むべき研究開発プロジェクト）の実施などが決定し、我が国はイーター計画の準ホスト国として、今後の核融合研究開発において重要な役割を果たすこととなりました。

＜今後の核融合研究開発において我が国が果たす役割＞

- 幅広いアプローチの実施、イーター本部機能の一部の設置、イーター機構長の推薦などにより、イーター計画の一層の効果的な推進に大きな役割を果たすなど、ホスト国と並ぶ核融合研究開発の国際拠点として、世界に貢献する主要な役割を果たす。
- 我が国で実施すべき幅広いアプローチのプロジェクトについては、専門家による検討結果を踏まえ、原型炉設計・研究開発調整等を行う国際核融合エネルギー研究センター、イーターの補完・支援を行うサテライトトカマク装置等とすることを文部科学省において決定した（平成17年10月12日）。
- これらの活動をホスト国（欧州）からの協力を得て行うことにより、核融合分野における技術の蓄積及び人材の育成の両面において、投資効果の非常に高い活動が可能。

第1節

国際社会に生きる人材の育成

1 国際理解教育の推進

(1) 国際理解教育の現状と施策

国際社会においては、子どもたちが日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力を育成することが大切です。また、我が国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深め、これらを愛する心を育成するとともに、広い視野を持って異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力の育成も重要となっています。こうした観点から、現在、各学校において、社会科などの各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間を通じて国際理解教育が行われています。例えば、地域に住む外国人から、その国の郷土料理や民族舞踊などを教わり、それを体験し、料理の由来や踊りに込められた願い等を学習することで異文化に対する理解を深めるなどの活動があります。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・指定都市教育委員会の指導主事を対象に「国際理解教育担当指導主事連絡協議会」を開催して、国際理解教育の推進に努めているほか、これまでに国際理解教育指導事例集（小学校編）及び国際理解教育に関するソフトウェアを作成し、全国の都道府県・指定都市教育委員会に配布しました。今後、平成17年度中に国際理解教育指導事例集（中・高等学校編）を作成し、18年度には小学校編を全面改訂する予定です。

(2) 高等学校等における国際交流等の状況（留学交流、海外修学旅行）

① 高校生の留学

平成17年10月に公表した、「平成16年度高等学校等における国際交流等の状況」によれば、16年度に外国の高等学校へ3か月以上留学した者は4,404人、海外学習旅行者（語学などの研修や国際交流などを目的として、外国の高等学校などに3か月未満の旅行に出た者）は3万4,782人となっています。

主な留学先は、米国、オーストラリア、ニュージーランドなど、また、主な海外学習旅行先は、オーストラリア、米国、英国などとなっています。いずれも、前回調査した平成14年度と比べ、人数は増加しています。

文部科学省では、高校生留学の教育上の意義を考慮し、関係機関に対し、安全で有意義な留学ができるよう指導・助言しています。平成15年度からは、年間1万人の高校生が海外留学することを目指し、「全国高校生留学・交流団体連絡協議会」に所属する団体が実施する海外留学プログラムに参加する者に対して支援を行っています。そのほか、全国の都道府県・指定都市教育委員会の指導主事、高等学校等の教員を対象とした「高校生留学等関係団体関係者研究協議会」の開催や、関係団体が行う留学に関する情報提供活動事業への支援など、国として高校生の留学促進に向けた施策を積極的に進めています。

さらに、ノーベル賞受賞者らによる講義や他国からの参加高校生との交流を深めることなどを目的とする「内閣総理大臣オーストラリア科学奨学生事業」（主催：オーストラリア・シドニー大学）に10人の高校生を派遣するための募集・選考なども行っています。

② 高校生の海外への修学旅行

平成16年度において海外修学旅行を行った高等学校は延べ1,235校（公立468校、私立767校）で参加生徒数は16万2,299人となっています。主な行き先は、参加生徒数が多い順から、オーストラリア、韓国、米国などとなっています。海外への修学旅行は、近年増加傾向にありましたが、社会情勢不安などの影響から、前回調査した14年度と比べ人数は減少しています。海外への修学旅行は、外国人との交流の機会や外国の歴史・文化などに接する機会を得ることにより、

国際理解を深めるなどの意義がありますが、実施に当たっては、安全確保などに万全を期する必要があります。このため、「海外修学旅行の安全確保について」（初等中等教育局長通知）を全国の都道府県・指定都市教育委員会、知事、附属学校を置く国立大学法人学長あてに発出し、計画段階における準備の万全を求めています。また、万一事故が発生した場合、大使館等関係在外公館において迅速かつ適切な対応を図れるよう、外務省と連携し、安全確保と情報提供体制の整備に努めています。

③「フレンドシップ・ジャパン・プラン」の策定

文部科学省では、初等中等教育段階の青少年交流を促進するため、外国人青少年受入倍増計画「フレンドシップ・ジャパン・プラン」を平成17年10月28日に策定・公表しました。現在、約4万人の外国人青少年が我が国の学校を訪れ交流していますが、5年後の2010年度には、倍増の8万人の交流を目指す計画です。文部科学省では当計画の着実な目標達成を図るため、国土交通省を始めとする他の関係省庁等とも緊密に連携し、日本と外国の学校を結ぶコーディネート機能を有する官民一体の組織を整備するほか、受入れのためのノウハウや優良事例の紹介など、情報提供の充実に努めることとしています。

2 外国語教育の充実

(1)「英語が使える日本人」の育成のための行動計画

経済や社会などの様々な面で国際化が急速に進む中、21世紀を生きる子どもたちは、広い視野を持つとともに、国際的な理解と協調を図る上で大切な英語のコミュニケーション能力を身に付けることが大切です。このため、「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を平成15年3月31日に策定しました。この「行動計画」は、19年度までに「英語が使える日本人」を育成する体制を確立することを目標に、英語教育の改善の目標や方向性を明らかにし、その実現のために国として取り組むべき施策を具体的にまとめたものです。

この行動計画に基づいて、英語教育改善を実現するための施策を積極的に進めていくと同時に、様々な機会を通じて、本行動計画について広く国民の理解を促すこととしています。行動計画の主な施策は以下のとおりです。

①スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール（SELHi）

「確かな学力」の向上に向けた取組の一つとして、今後の英語教育の改善に資する実証的な資料を得るため、英語教育に重点的に取り組む高等学校などを「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール（SELHi）」に指定し（期間は3年間）、英語教育を重視したカリキュラムの開発、一部の教科を英語によって行う教育、大学や海外姉妹校との効果的な連携方策などについて実践的な研究を行っています。事業がスタートした平成14年度は18校（公立15校、私立3校）、15年度は35校（公立27校、私立8校）、16年度は35校（公立21校、私立14校）、17年度は31校（公立17校、私立14校）を新たに指定しました。

②語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の推進

JETプログラム（The Japan Exchange and Teaching Programme）は、外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、諸外国との相互理解を増進し、それによって我が国の国際化の促進に寄与することを目的としています。この事業は、文部科学省、総務省、外務省、さらに（財）自治体国際化協会の協力の下に、地方公共団体が実施しています。JETプログラム参加者の職種には、ALT（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）、CIR（Coordinator for International Relations：国際交流員）、SEA（Sports Exchange Advisor：スポーツ国際交流員）の三つがあります。平成17年度の参加者は、44か国からALTが5,362人（うち小学校専属ALT121人）、CIRが470人、SEAが21人となっています。

文部科学省では、外国語教育の充実を図るため、生徒が直接ネイティブ・スピーカーから生きた言語を学ぶ機会を豊富に提供することを特に重視し、JETプログラムを推進しています。また、この事業により招致したALTの指導力の一層の向上を図るため、ALTに対する各種の研修、指導、カウンセリングを実施しています。ALTと日本人外国語担当教員によるティーム・ティーチング*は、生徒の外国語によるコミュニケーション能力の育成について大きな成果を上げています。

③英語担当教員の資質向上

英語の授業の大半を英語を用いて行い、生徒がコミュニケーションを行う活動を多く取り入れるような授業を展開していくためには、英語教員が一定の英語力及び教授力を備えていることが非常に重要です。

このため、平成15年度から5か年計画により中・高等学校教員の集中的研修を開始しました。また、教員研修センターにおいて英語教員の海外派遣研修を実施しています。

さらに、平成17年度からは、地域における英語教育の中心的な役割を果たす人材の育成を図ることを目的とし、授業研究、討論・意見交換などのワークショップ（参加型集団研修）を大学と教育委員会との連携の下に開催する「英語指導力開発ワークショップ」を実施しています。

④小学校における外国語学習

平成16年度に、総合的な学習の時間や特別活動などにおいて、英語活動に取り組んだ公立小学校は、全体の約9割に上ります。

文部科学省では、外国語会話の中でも、国際共通語として最も中心的な役割を果たしている英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、これまでに「小学校英語活動実践の手引」を作成し、全国の都道府県・指定都市教育委員会に配布しました。さらに、平成17年度からは、新たに「小学校英語活動地域サポート事業」を実施して、現行の教育課程の下で行われる小学校の英語活動について、指導方法の改善・向上や指導者の能力向上のための取組を支援しています。

(2) 外国語教育の多様化の推進

我が国の国際化に適切に対応するためには、近隣のアジア諸国の言語をはじめ、英語以外の多様な外国語教育についても推進する必要があります。このため、文部科学省では、高校教育の多様化・弾力化を図る趣旨から、英語以外の多様な外国語教育の振興を図っています。

文部科学省では、「高等学校における外国語教育多様化推進地域事業」を実施しており、英語以外の外国語教育に取り組んでいる都道府県を推進地域に指定し、域内の高等学校を推進校として地域の関係機関と連携し、教育課程上の課題や地域人材の活用方法等について実践的な調査研究を行っています。指定期間は2年間で、中国語推進地域として神奈川県、大阪府、和歌山県、長崎県の4府県、韓国・朝鮮語推進地域として大阪府、鹿児島県の2府県を指定しています。

3 海外子女教育の充実

(1) 海外子女教育の現状

我が国の国際化の進展に伴い、多くの日本人が子どもを海外へ同伴しており、平成17年4月現在、海外に在留している義務教育段階の子どもの数は5万5,566人となっています。

文部科学省では、海外子女教育の重要性を考慮し、日本人学校や補習授業校（参照：本節コラム21）の教育の充実・向上を図るため、日本国内の国公私立の義務教育諸学校の教員を派遣

* ティーム・ティーチング

複数の教師による協力的な指導のこと。

しています（平成17年度は1,333人）。また、教育内容の充実のために、海外子女教育研究協力校を指定し、日本国内とは異なる環境の下での教育の在り方などについて調査研究を行っているほか、日本人学校の校長を対象に、指導や運営上の諸問題について研究協議を行う校長研究協議会を定期的に開催しています。さらに、教育環境の整備として、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育などを行っています（図表2-10-1、図表2-10-2）。

このほか、急速に普及するインターネットは、日本人学校などにとって特に利用価値の高いものであることから、文部科学省では、①インターネット利用のためのコンピュータなどの導入に対する補助、②海外子女教育・帰国児童生徒教育に関する総合ホームページの開設（通称「クラリネット」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm）などを行っています。

Column 21

コラム

海外にいる日本の子どもたちの学び舎^{まなや}

海外に在留する日本人の子どものために、国内の学校教育に準じた教育を実施することを主な目的として海外に設置された在外教育施設には、「日本人学校」、「補習授業校」、「私立在外教育施設」の3つがあります。日本人学校、私立在外教育施設は、文部科学大臣より認定・指定を受けており、その卒業生には、国内の上級学校への入学資格が認められます。

〈日本人学校〉

日本人学校とは、国内の小・中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設です。一般に、現地の日本人会などが設置主体となって設立され、日本人会や保護者の代表などからなる学校運営委員会によって運営されています（平成17年4月15日現在85校）。

〈補習授業校〉

補習授業校とは、現地校、国際学校などに通学している日本人の子どもに対し、土曜日や放課後などを利用して日本国内の小・中学校の一部の教科について授業を行う教育施設です。高等部や幼稚部を併設するものもあります（平成17年4月15日現在185校）。

〈私立在外教育施設〉

私立在外教育施設とは、国内の学校法人などが母体となり、国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的とし設置する全日制の教育施設です。小学校段階から高等学校段階までの課程を有するものから、高等学校段階の課程のみを設置するものなど、その形態は様々ですが、一般に国内の学校と連携を図りつつ、教育を行っています（平成17年4月15日現在12校）。

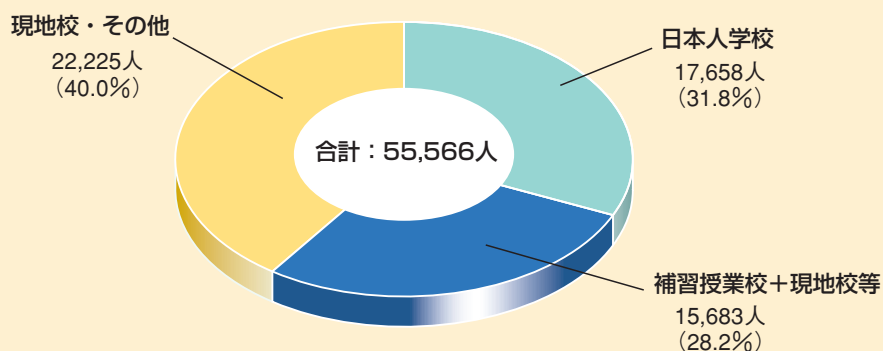


▲書道を通じた交流学習の様子
（アムステルダム日本人学校）



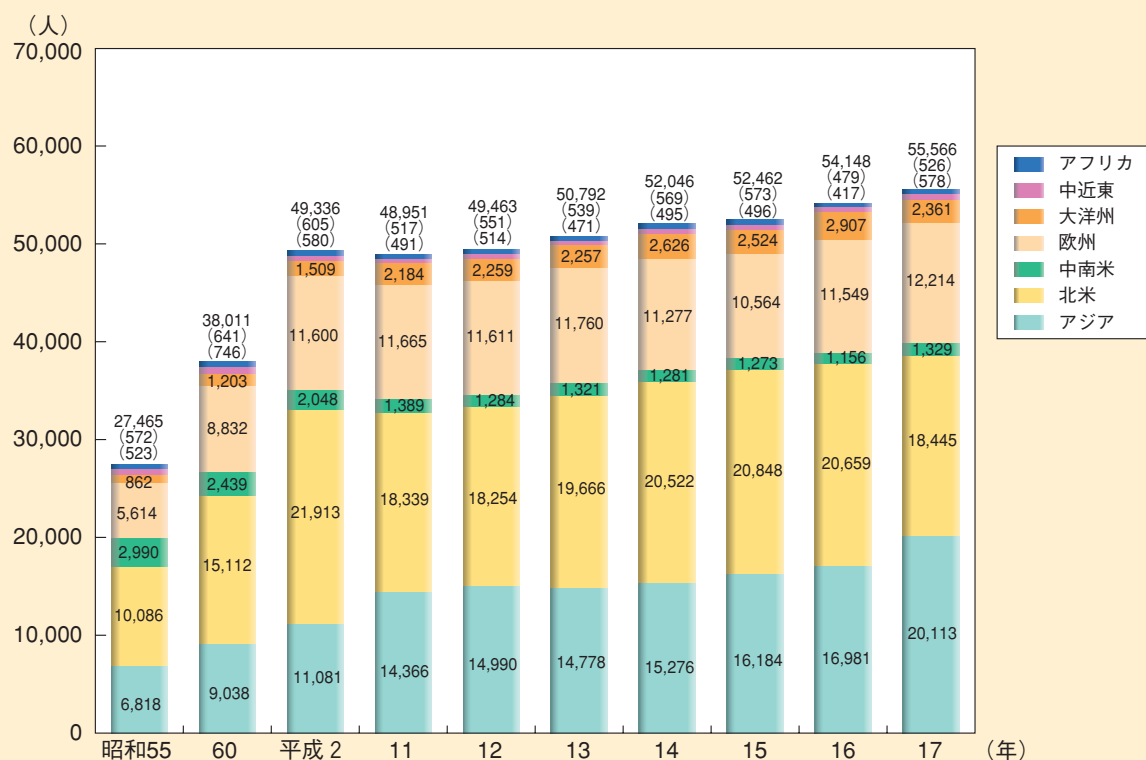
▲修学旅行中のイバン族の村での様子
（クアラルンプール日本人学校）

図表 ■ 2-10-1 海外の子ども（学齢段階）の就学形態別数



（資料）外務省「管内在留邦人子女数調査」（平成17年4月15日現在）

図表 ■ 2-10-2 海外の子ども（学齢段階）の地域別就学状況



（注）1 （ ）内は下から、中近東、アフリカの数値である。

2 数値は外務省調査によるもので、各年5月1日現在の数である（ただし、平成12年以降は4月15日現在）。

（資料）外務省「管内在留邦人子女数調査」

(2) 豊かな国際性を^{つちか}培う教育活動の推進

日本人学校などにおいては、海外という特性を十分に生かし、現地社会との交流を進め、異文化への理解を深めて、国際性豊かな日本人の育成を図っていくことが期待されています。このため、日本人学校では、所在国の言語や歴史・地理など現地事情に関する指導を取り入れたり、現地校との交流活動を教育課程の中に日常的に位置付け、相互理解の推進を図ったり、現地との交流の促進に努めています。また、国際学級や日本語講座を設けるなどして、外国人の子どもを受け入れているところもあります。

文部科学省は、日本人学校などにおける現地理解教育、交流活動などを一層推進するため、

在外教育施設国際交流ディレクター*を派遣し（平成17年度は10人）、その所属する学校を国際教育・文化交流推進校に指定しています。

4 海外から帰国した児童生徒に対する教育の充実

平成15年4月1日から16年3月31日までの1年間で、海外に1年以上在留した後、帰国した児童生徒は、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の各段階で、1万295人います。このような帰国児童生徒については、国内の学校生活への円滑な適応を図るとともに、外国での生活経験を通じてはぐくまれた特性を伸ばし、さらにその特性を生かして、他の児童生徒との相互啓発を通じた国際理解教育を進めることが重要です。

このため、文部科学省では、次の施策を行っています。

- ①帰国児童生徒に対する教育的配慮に基づく指導とそのための実践研究を行うため、国立大学の附属学校に帰国子女学級を設置
- ②母語を用いた帰国・外国人児童生徒支援に関する調査研究を実施する地域の指定
- ③帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域の指定
- ④指導主事や校長、教頭の管理職や指導的立場にある教員を対象とした研修会等の実施

その他、高等学校や大学の入学選抜の際の特別推薦枠の設定や選抜方法の工夫などが、更に多くの学校で行われるよう求めるなど、帰国児童生徒教育の充実に取り組んでいます。

5 外国人児童生徒に対する教育の充実

平成16年5月現在、公立の小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校や中等教育学校に在籍する外国人児童生徒は、7万345人です。そのうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒は、16年9月現在、1万9,678人在籍しており、在籍校数は5,346校に上っています。また、当該児童生徒の母語数は、58言語にわたっています。

外国人については、我が国の義務教育への就学義務は課されていませんが、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合は、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助等を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しています。しかしながら、外国人児童生徒のほとんどは、来日前に日本語教育を受けないまま、言語も生活習慣も異なる環境に入ってくることから、適切な日本語指導や学校への適応指導を行うことができる体制を整備することが重要です。

このため、文部科学省では、次の施策を行っています。

- ①日本語指導等に対応した教員の配置
- ②学校教育におけるJSLカリキュラム（第二言語としての日本語指導法）の開発
- ③母語を用いた帰国・外国人児童生徒支援に関する調査研究の実施
- ④帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域事業の実施
- ⑤不就学外国人児童生徒支援事業の実施
- ⑥指導主事や校長、教頭の管理職や指導的立場にある教員を対象とした研修会等の実施
- ⑦外国人児童生徒の保護者向けの就学ガイドブックの作成・配布

* 在外教育施設国際交流ディレクター

在外教育施設を拠点とした国際交流活動を積極的に推進することを任務とする。所属する在外教育施設の実情に応じ、現地関係諸機関などとの連携を図りながら、教育、文化、スポーツを通じた国際交流に関する事業企画・実施について総合調整を行う。

第2節

相互理解を進める国際交流

1 留学生交流の推進

(1) 留学生受入れの現状

留学生交流は、人材の育成を通じた知的国際貢献として位置付けられるとともに、我が国が目指す国際的に開かれた社会の実現にも大きく寄与する事業です。また、我が国と諸外国との間の人的ネットワークの形成や、相互理解と友好関係の強化を促すことにより、ますます地球規模化が進展する世界の安定と平和に資するものです。さらに、我が国の大学などに強く求められている一層の国際化や、国際競争力の強化のためには、諸外国との知的交流の深化にもつながる留学生交流の拡大が極めて重要です。

これまで文部科学省では、昭和58年に策定された、21世紀初頭における10万人の留学生受入れを目指す「留学生受入れ10万人計画」に基づき、渡日前から帰国後まで体系的な留学生受入れのための施策を総合的に推進してきました。

我が国の大学などで学ぶ外国人留学生の数は、平成17年5月1日現在で前年比3.8%増の12万1,812人に上り、目標とされた10万人を超えています（図表2-10-3～図表2-10-5）。これらの留学生は、その約9割がアジア地域より渡日した留学生であり、中でも中国、韓国、台湾の3か国（地域）で全体の約82%を占めています（図表2-10-6、図表2-10-7）。

また、我が国の日本語教育機関で学ぶ学生は、平成17年7月1日現在で2万5,860人となっています（図表2-10-8、参照：本章第5節③(3)）。

(2) 留学生受入れ体制の整備充実

① 留学情報提供体制の整備

日本学生支援機構は、国内外に留学情報センター（東京（青海地区）、兵庫（神戸）、マレーシア（クアラルンプール）、タイ（バンコク）、インドネシア（ジャカルタ）、韓国（ソウル））を開設し、留学に関する内外からの様々な照会に対応するとともに、現地の関係機関と協力し、海外の日本留学希望者や進学指導者などを対象に、直接、日本の教育機関などに関する情報や各大学の教育・研究上の特色などに関する情報の提供を行うため、毎年、日本の多数の大学などの参加を得て、「日本留学説明会（日本留学フェア）」を実施しています。平成17年度は、台湾、韓国、タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシアなどで開催しました。



▲日本留学説明会（日本留学フェア）

また、同機構は日本語以外に、英語、中国語、韓国語などによるホームページ（<http://www.jasso.go.jp/>）を開設し、日本留学に関する基本情報をはじめ、大学情報や奨学金など留学生の入学や生活を支援する情報の提供を行っています。

② 日本留学試験の実施

従来、我が国の大学への留学生の入学選抜においては、受験のために渡日する必要があるなど、欧米諸国の大学への留学に比べて手続が煩雑で、留学希望者にとって負担が大きいと指摘されていました。このため、文部科学省では、日本学生支援機構と協力して、海外で広く実施され、渡日前に入学許可を得ることを可能とし、留学希望者にとって利用しやすい試験として「日本留学試験」を開発し、平成14年度から実施しています。

本試験の平成17年度の受験者数の合計は、国内2万5,526人、海外4,594人の計3万120人（16年度は国内3万7,332人、海外3,565人の計4万897人）でした。

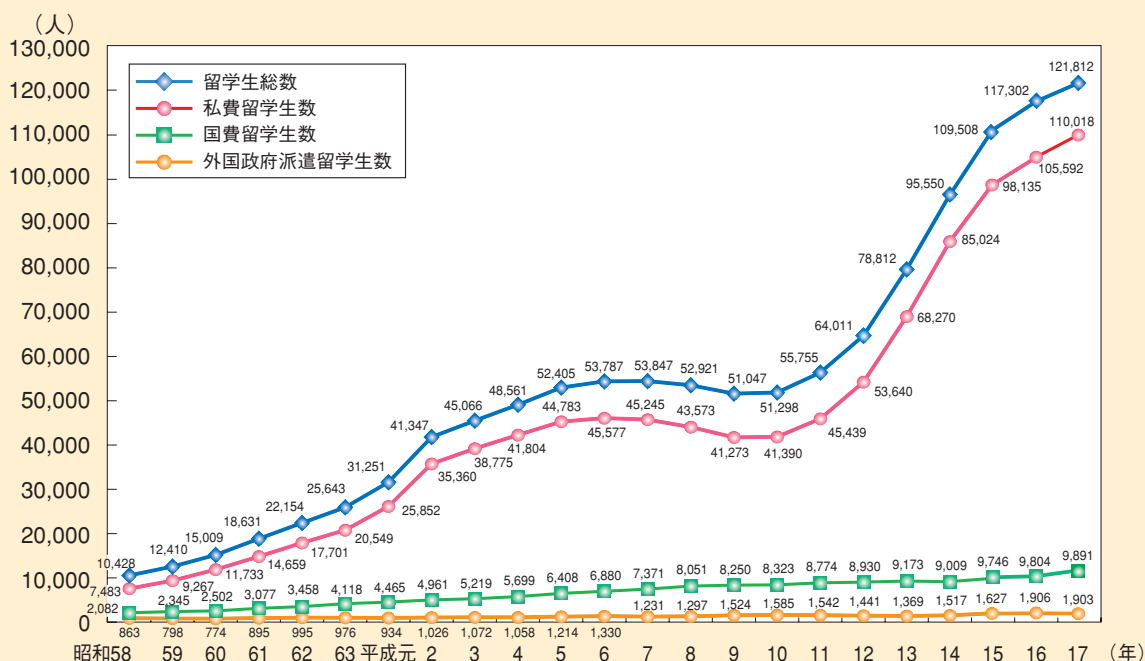
また、本試験の利用大学は386大学（国立84校、公立51校、私立251校）、95短期大学（国立1

図表 2-10-3 主要国における受入れの状況

区分	国名	アメリカ	英国	ドイツ	フランス	オーストラリア	日本
高等教育機関在学者数(千人) (注1)		9,010 (15,312)	1,386	1,799	2,175	929	3,656
留学生(受入れ)数(人) (注2)		565,039 (2004年)	300,050 (2003年)	246,136 (2003年)	245,298 (2003年)	151,798 (2004年)	121,812 (2005年)
国費留学生数(人) (注3)		2,921 (2003年)	4,812 (2004年)	5,406 (2003年)	10,229 (2003年)	3,387 (2000年)	9,891 (2005年)
留学生(受入れ)数 高等教育機関在学者数 (%)		6.3	21.6	13.6	11.2	16.3	3.3

- (資料) 1 文部科学省調べ（オーストラリアは除く）。（アメリカの（ ）はパートタイム学生を含めた数値。アメリカ合衆国、ドイツは2000年現在、英国、フランスは2002年現在、日本は2005年現在、オーストラリアは2003年現在（オーストラリア政府教育科学訓練省調べ）。）
 2 アメリカ合衆国はIIE「OPEN DOORS 2005」、英国はHESA「STUDENTS in Higher Education Institutions 2003/04」、ドイツは連邦統計庁「Bildung im Zahlenspiegel」、フランスはフランス国民教育省「Note d'information」、オーストラリアはオーストラリア政府教育科学訓練省（オーストラリアの高等教育機関が海外で実施しているコースを履修する学生を含む。）、日本は学生支援機構調べ。
 3 アメリカはIIE「OPEN DOORS 2005」、英国はブリティッシュ・カウンシル、ドイツはDAAD（ドイツ学術交流会）アニュアル・レポート2004年版、フランスはフランス外務省、オーストラリアはオーストラリア政府教育科学訓練省、日本は学生支援機構調べ。

図表 2-10-4 留学生数の推移



- (注) 1 我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程において教育を受ける外国人学生で、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により在留している者の数の推移である。
 2 外国政府派遣留学生は、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、アラブ首長国連邦、クウェート、ウズベキスタン、ラオス、ベトナム、カンボジア、バングラデシュ、ミャンマー、モンゴル、中国及び韓国の各国政府派遣留学生である。

(資料) 文部科学省、日本学生支援機構調べ

図表 ■ 2-10-5 国公立別・在学段階別留学生数

(平成17年5月1日現在, () 内は16年5月1日現在) (人)

区 分	学 部	大 学 院	短期大学	高等専門学校	専修学校	準備教育課程	計
国 立	9,574 (9,084)	19,333 (19,518)	10 (12)	450 (422)	0 (0)	0 (0)	29,367 (29,036)
公 立	1,384 (1,406)	1,312 (1,302)	26 (51)	0 (0)	26 (35)	0 (0)	2,748 (2,794)
私 立	50,194 (47,834)	9,633 (8,694)	3,055 (3,418)	81 (84)	25,171 (23,798)	1,563 (1,644)	89,697 (85,472)
計	61,152 (58,324)	30,278 (29,514)	3,091 (3,481)	531 (506)	25,197 (23,833)	1,563 (1,644)	121,812 (117,302)

(注) 準備教育課程とは、外国において中等教育の修了に12年を要しない国の学生について、文部科学大臣が指定した当該課程を修了した場合に、大学入学資格を与えることができる課程をいう。

(資料) 文部科学省、日本学生支援機構調べ

図表 ■ 2-10-6 出身国・地域別留学生数

(平成17年5月1日現在)

国・地域名	留学生数 (人)
中 国	80,592 (1,736)
韓 国	15,606 (1,011)
台 湾	4,134 (—)
マレーシア	2,114 (245)
ベトナム	1,745 (531)
タイ	1,734 (611)
アメリカ	1,646 (135)
インドネシア	1,488 (643)
バングラデシュ	1,331 (485)
モンゴル	924 (253)
その他	10,498 (4,241)
計	121,812 (9,891)

(注) () は国費外国人留学生数で内数

(資料) 日本学生支援機構調べ

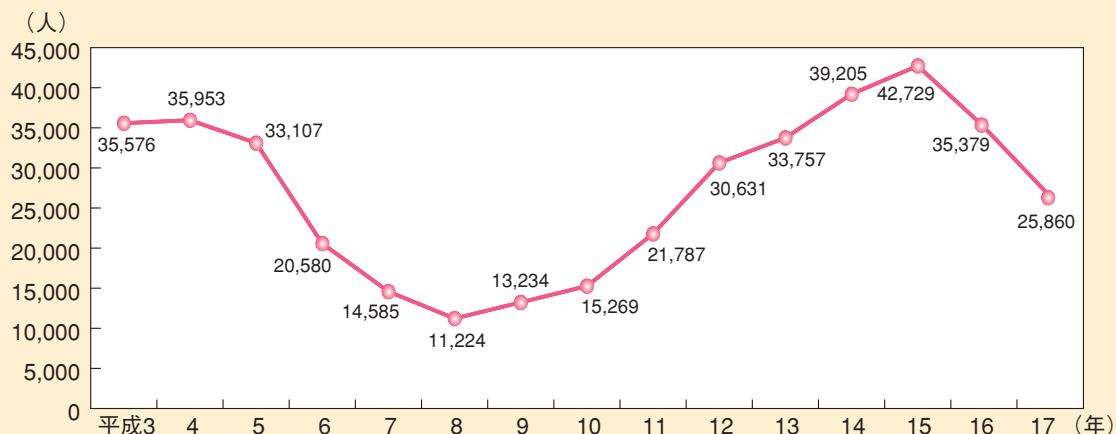
図表 ■ 2-10-7 出身地域別留学生数

(平成17年5月1日現在)

地域名	留学生数	構成比
ア ジ ア	113,644人 (109,520)	93.3% (93.4)
欧 州	3,106人 (2,974)	2.5% (2.5)
北 米	1,925人 (1,712)	1.6% (1.5)
中 南 米	1,024人 (1,015)	0.8% (0.9)
ア フ リ カ	957人 (924)	0.8% (0.8)
中 近 東	656人 (610)	0.5% (0.5)
オセアニア	500人 (547)	0.4% (0.5)
計	121,812人 (117,302)	100.0% (100.0)

(注) () 内は平成16年5月1日現在の数

図表 ■ 2-10-8 日本語教育機関の在籍者数 (各年7月1日現在)



(注) ここでいう日本語教育機関の在籍者とは、(財)日本語教育振興協会により審査・認定された日本語教育機関で学ぶ外国人学生をいう。

(資料) (財)日本語教育振興協会調べ

校、公立12校、私立82校）となっています。（平成17年10月31日現在）。さらに、本試験を利用した渡日前入学許可制度を導入している大学は59大学（国立15校、公立1校、私立43校）、11短期大学（すべて私立）となっています（平成17年12月8日現在）。今後、本試験がより多くの大学で利用され、渡日前入学許可が実施されることが望まれます。

日本留学試験

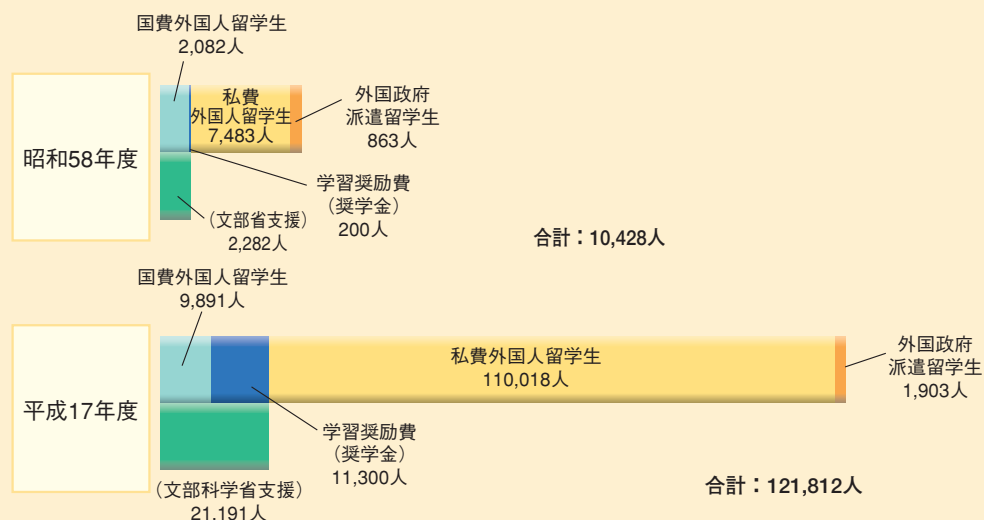
実施時期	年2回（6月と11月の第3日曜日を予定）実施
実施地	国内：北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州、沖縄の15都市 海外：アジア地域を中心に15都市（平成17年度） インド（ニューデリー）、インドネシア（ジャカルタ、スラバヤ）、韓国（ソウル、プサン）、シンガポール（シンガポール）、タイ（バンコク）、台湾（台北）、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、マレーシア（クアラルンプール）、ミャンマー（ヤンゴン）、モンゴル（ウランバートル）及びロシア（ウラジオストク）
試験科目	文系：日本語、総合科目、数学 理系：日本語、理科（物理、化学、生物から2科目を選択）、数学
出題言語	日本語及び英語
解答方法	多肢選択方式（マークシート）（日本語は記述式を含む。）
その他	科目選択制及び成績の複数年（2年間）利用を導入 本試験の成績優秀者には、私費外国人留学生学習奨励費の給付の予約を提供

③留学生に対する支援措置

（ア）国費外国人留学生の受入れ

国費外国人留学生制度は、文部科学省（当時の文部省）が、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし、教育・研究を行わせる制度として昭和29年に創設されました。現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生、アジア諸国などの若年指導者を対象とするヤング・リーダーズ・プログラムなど7種類のプログラムにより実施されており、これまでに約6万5,000人の国費外国人留学生を支援してきました（図表2-10-9）。

図表 2-10-9 文部科学省による留学生支援状況



（資料）文部科学省及び日本学生支援機構調べ

（イ）私費外国人留学生などへの援助

文部科学省では、私費外国人留学生に対して、従来から、優れた私費外国人留学生の国費外国人留学生への採用、授業料減免措置を講じた学校法人への助成などの施策を実施することにより、私費外国人留学生が安定した生活の中で勉学に専念できる環境の整備に努めています。

また、日本学生支援機構では、私費外国人留学生や大学進学を目指して日本語教育機関で学ぶ就学生に対する学習奨励費（奨学金）の給付、医療費（自己負担額）の一部補助などを実施しています。

（ウ）宿舍の安定的確保

日本学生支援機構では、留学生宿舍の建設などを行う地方公共団体などに対する「留学生宿舍建設奨励金」の交付や、外国人留学生のための専用宿舍として物件の賃貸を行うことを約束していただいた家主に対して協力金（指定契約金）を交付する「指定宿舍事業」を実施しています。

（財）留学生支援企業協力推進協会では、保有する社員寮に留学生を受け入れる民間企業に対する助成を、（財）日本国際教育支援協会では、保証人の負担を軽減するとともに保証人を引き受けやすい環境を整備するため、火災・爆発・事故などによる損害賠償に加えて家賃の未払いなどを補償対象とする「留学生住宅総合補償制度」などの施策をそれぞれ実施しています。

④大学などにおける受入れ体制の整備

文部科学省では、指導援助体制の整備のため、外国人留学生を受け入れている私立大学などに対しては、当該大学などの受入れ留学生数などを考慮した私立大学等経常費補助金の特別補助を行っています。

⑤留学生のための教育プログラムの充実

近年、我が国への留学形態が多様化する中、留学生の需要に応じた魅力ある教育プログラムを提供する大学が増えています。具体的には、現在、大学院研究科では、43の国私立大学において、留学生のために、英語による学位取得が可能な74のコースを開設しています。また、学部レベルでは、28の国立大学と31の私立大学において、短期留学生のために英語によるプログラムや特別コースを開設し、英語による授業を実施しています。

⑥地域における留学生支援

地域における留学生支援に当たっては、留学生とその同伴家族を地域の住民、すなわち社会の構成員として迎え入れる意識とともに、異文化を積極的に受け入れる意識が重要です。具体的には、ホームステイなど留学生と地域住民との交流、留学生に対する奨学金や宿舍の提供などを積極的に推進することが必要です。

このため、各地域において官民一体となった推進体制づくりが重要であり、その組織として、全都道府県に、地域の大学、地方公共団体、経済団体、民間団体などによって構成される留学生交流推進会議が設置されています。

⑦帰国留学生に対する援助の充実

帰国留学生が留学の成果を更に高め、母国において活躍できるように、文部科学省では、日本学生支援機構を通じて、専門誌・学会誌の送付、短期研究のための帰国留学生招へい事業、研究支援のための指導教官の派遣など、帰国留学生の希望に応じて援助を行っています。



▲日本の伝統文化「神楽」を体験する留学生

(3) 海外留学支援体制の整備

①海外留学の現状

近年、我が国において、海外の大学などに留学する学生が増加してきています。各国などの統計によれば、平成14年に海外に留学した日本人は、主要33か国において約7万9,000人です。留学先別に見ると、その約7割が欧米諸国となっています（図表2-10-10）。

②海外留学に関する施策

文部科学省では、国費による日本人学生の海外派遣制度を設けています。

平成16年度からは、日本人の学生等を海外の大学院等に派遣し、学位取得や専門分野の研究をさせることにより、国際化する社会に対応できる優秀な人材の養成を支援する留学生派遣事業を実施しています。

また、外国政府などの奨学金により、平成16年度は36か国に約400人の日本人学生などが留学しており、文部科学省では、その募集・選考に協力しています。

さらに、海外留学の大半を占める私費留学について、日本学生支援機構の留学情報センターを通じて、留学情報の収集・整理を行い、また、「海外留学説明会」を開催するなど、留学希望者に対する情報提供を行うとともに、留学に関する相談に応じています。

(4) 留学生相互交流（受入れ・派遣）の推進

大学間交流協定などに基づき、母国の大学に在籍したまま、他国の大学で1年間程度、教育を受けて単位を修得したり、研究指導を受けたりする短期留学は、異文化体験を通じて国際的な感覚の涵養が可能となるなど、非常に有意義なものです。日本学生支援機構では、こうした短期留学を推進するために、大学間交流協定などに基づき、諸外国の大学へ派遣される日本人学生や諸外国の大学から我が国の大学に受け入れる外国人留学生を支援する奨学金制度として「短期留学推進制度」を設けています。この制度により、平成16年度には、1,927人の留学生を受け入れ、624人の日本人学生を派遣しました。また、我が国の複数の大学が連合体（コンソーシアム）を形成し、同じくコンソーシアムを形成した外国の大学との間で取り交わした協定などに基づき、海外の大学に派遣される日本人学生に奨学金を支給する「先導的留学生交流プログラム支援制度」も実施しています。

図表 2-10-10 日本人の主な留学先・留学生数（2002年）

国・地域名		留学生数（人）
米	国	45,960
中	国	16,084
英	国	5,741
オーストラリア		3,271
ド	イ ツ	2,317
カ	ナ ダ	1,483
フ	ラ ン ス	1,460
韓	国	721
ニュージーランド		502
オーストリア		264

（資料）米国はIIE「OPEN DOORS」、中国は中国教育部、英国、オーストラリア、ドイツ、フランス、ニュージーランド、韓国、オーストリアはOECD「Education at a Glance」各2002年版による。ただし、カナダはCBIE（カナダ国際教育ビューロー）2001年版による。

2 教育の国際交流

(1) 教員等の国際交流

文部科学省では、小・中・高等学校教員の現職研修の一環として、国際的視野に立った識見などを高めさせるため、毎年、教員を海外に派遣しています。また、諸外国との間の相互理解の増進と指導力の向上を図るため、関係機関の協力を得て、オーストラリア、中国に教員を派遣しています。

研究者については、日本学術振興会の事業（平成16年度は3,976人派遣、4,663人受入れ）などを通じて、派遣・受入れを行っています。

特に、日米間では、昭和26年に発足した「日米教育交流計画」（フルブライト計画。日米両政府の経費分担方式により運営。）により、平成17年度現在、両国合わせて約9,400人の研究者・大学院生・ジャーナリストなどの交流が行われています（17年度は合計96人）。また、「日米国民交流」の包括的な取組の一環として、日本政府の拠出による日米教育委員会を実施主体とした「フルブライト・メモリアルプログラム」が、9年度から開始されました。この事業は、両国の教育制度などに関する相互理解を深め、日米間の教育分野での円滑で効果的な交流を促進することを目的としているもので、17年度現在、米国の小・中・高等学校教員など約5,200人（17年度は合計599人）を我が国に招致するとともに、日米の学校間による環境分野の共同プロジェクトの実施などの事業を行っています。また、16年度からは、これまでの教員交流や学校間共同プロジェクトにより蓄積された経験の共有と、交流ネットワークの構築を目的として、理科教育に関するセミナー、サマーキャンプを実施する事業を行っています。

中国及び韓国との間では、初等中等教育教職員を我が国に招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活、文化等について幅広く理解を深める機会を提供するとともに、我が国の教職員との交流や家庭訪問により、相互理解と友好親善を図る教職員招へいプログラムを実施しています。平成17年度は、中国及び韓国それぞれ100名の教職員を我が国に招へいしました。

また、社会教育に関しては、我が国の博物館等の学芸員等を海外の博物館等に派遣して研修させ、高度で専門的な知識・技術の修得を図る等の事業を実施しています。国立女性教育会館では、平成16年度にアジア太平洋地域の女性行政担当官などを対象とする「国際女性情報処理研修」、開発途上国における女性教育の推進を支援することを目的とした「女性の教育推進セミナー」などの各種研修を行いました。

(2) 青少年の国際交流

文部科学省では、(財)ボーイスカウト日本連盟や(社)中央青少年団体連絡協議会などが実施する青少年の国際交流事業に対して助成などを行っています。さらに、我が国の青少年の海外派遣・海外の青少年の招へいを行う交流事業を青少年団体に委託し実施しています。

また、国立オリンピック記念青少年総合センターなどの国立青少年教育施設においても、アジアの青少年教育施設などの指導者を招へいして研修機会を提供する「アジア地域青少年教育指導者セミナー」などを実施しています。

3 国際機関その他国際的枠組みにおける取組

(1) ユネスコ事業への参加・協力

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、事務局長：松浦晃一郎氏）は、教育・科学・文化の分野における国際協力の促進を通じて平和に貢献することを目的とする国連専門機関です。2003（平成15）年10月、米国が19年ぶりに再加盟するなど、現在加盟国は191か国となっています。また、ユネスコは、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づき、人類の共通財産である世界の文化や自然遺産の保護のための国際協力・援助を推進しています。2005（平成17）年7月に南アフリカで開催された第29回世界遺産委員会において、「知床」が我が国の13番目の世界遺産として登録されました。

我が国では、ユネスコの目的を実現していくため、国・地方公共団体・民間がそれぞれ協力して、あるいは独自に活発な活動を行っています（図表2-10-11）。特に、教育分野においては、我が国は、識字率の改善などを目標とした「万人のための教育」の実現や、2005年から始まった「国連持続可能な開発のための教育の10年」の実施を推進するため、信託基金の拠出などを通じユ

ネスコと連携して事業を実施しています。また、科学分野では、国際水文学計画（IHP）をはじめとする持続可能な開発のための科学振興事業や、生命科学の倫理的側面に関する考察などのユネスコの諸活動に積極的に参加・協力しています。文化分野では、第33回ユネスコ総会で、文化多様性の保護及び促進のため、「文化多様性条約」が採択されました。（参照：本章第5節②）。

図表 ■ 2-10-11 我が国が協力しているユネスコの主な事業

分 野	参加・協力の状況
教 育	○万人のための教育（Education for All）事業への協力 ○アジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）への協力 ○エイズ教育事業への協力 ○持続可能な開発のための教育（ESD）事業への協力
科 学	○持続可能な開発のための科学振興事業などへの参加・協力（政府間海洋学委員会（IOC）、人間と生物圏（MBA）計画、国際水文学計画（IHP）、社会変容のマネージメント（MOST）、政府間生命倫理委員会（IGBC）など） ○科学技術人材養成ネットワーク構築事業への協力
文 化	○文化遺産保存事業への参加・協力 ○（財）ユネスコ・アジア文化センター（ACCU）に対する助成
情報・コミュニケーション	○情報分野における活動への参加・協力
普 及	○地域におけるユネスコ活動の振興 ○（社）日本ユネスコ協会連盟に対する助成 ○国際理解のための活動の振興
そ の 他	○ユネスコへのアソシエート・エキスパート*などの派遣 ○世界の学生・教員などを対象にしたユネスコの相互交流プログラムへの協力

（2）OECD（経済協力開発機構）教育事業への参加

OECDは、先進30か国を加盟国として、様々な分野における政策調整・協力、意見交換などを行っています。教育分野に関しては、教育委員会と教育研究革新センター（CERI）を設置し、加盟各国における教育改革の推進や施策の実践に寄与することを目的として、教育政策の比較分析や調査・研究などの事業活動を行っています。

おおむね5年ごとに教育大臣会議を開催し、OECDの教育分野の事業活動に関する基本方針を策定しています。平成14年からは、13年4月に、「万人のための能力への投資」をテーマに開催された教育大臣会議で合意された方針に基づき、教育統計や指標の開発と政策分析、生徒の学習到達度調査（PISA）、学習科学と脳研究、高等教育政策レビュー、などのプロジェクトを実施しており、文部科学省も参加・協力しています。17年3月には、特別なニーズを必要とする生徒の学習改善プロジェクト（SENDDD）への参加の一環として、OECD諸国における障害のある児童生徒の教育に関する日本－OECD国際ワークショップを開催しました。

また、文部科学省では、平成4年度から、OECD加盟国の教育政策上の重要課題について専門家による意見交換を行うことを目的とした「OECD/Japanセミナー」を実施しており、17年6月には、16年12月に発表された「PISA2003」の結果を踏まえて、「学校における教育の質の向上－学習到達度調査の役割と影響－」をテーマに開催しました。

（3）APEC（アジア・太平洋経済協力）教育事業への協力

APECは、アジア・太平洋の21か国・地域が参加する地域協力の枠組みです。貿易・投資の

* アソシエート・エキスパート

ユネスコ職員の指揮の下で職務に従事する、正規職員以外の若干の行政官・研修者などの専門家。

自由化・円滑化などの経済問題とともに、人材養成などの分野に積極的に取り組んでいます。

教育分野については、人材養成ワーキング・グループの下に、教育ネットワークを設置し、加盟国・地域の主導により、教育政策上の様々な課題に関する調査・研究活動、交流・協力プロジェクトを実施しています。2004（平成16）年4月には、チリ・サンチャゴにおいて第3回教育大臣会合（全体テーマ：「来るべき時代に求められる能力」）が開催され、四つのサブテーマ「英語とその他の外国語教育」、「数学・理科学習の活性化」、「教授・学習のための技術（ICT）の活用」、「統治（ガバナンス）と制度改革」について、各国・地域が成功事例を共有することの必要性が再認識されました。我が国としては、大臣会合のフォローアップとして、2005（平成17年）11月に東京で国立教育政策研究所と共催で「理数科学習の最良事例に関する国際セミナー」を開催し、APEC域内の教育活動の活性化に貢献しています。

（4）EU（欧州連合）との協力

EUは、それまでのEC（欧州共同体）を発展させる形で1993（平成5）年に創設され、現在、ヨーロッパの25か国が加盟しています。EUは、域内協力・統合を推進すると同時に、域外国との対話・協力も積極的に推進しています。教育分野においても、日本・EU間の対話の継続とともに、学生・教職員交流、研究協力、インターネットを活用した学校間の交流など様々なプログラムの拡充・強化に取り組んでいます。

（5）国連大学への協力

国連大学は東京（青山）に本部を置く国連機関で、人類の存続や発展、福祉に関する世界的規模の諸課題についての研究や研修、知識の普及を目的として、他の国際機関や世界各地の高等教育・研究機関とネットワークを形成し、国連の調査研究機関（シンクタンク）として、国際社会が直面する重要な課題に取り組んでいます。2005（平成17）年は、「平和とガバナンス」及び「環境と持続可能な開発」の2領域を中心に活動を行っています。また、国連大学は、世界各地に附属機関である研究・研修センターを持っており、その一つである「高等研究所」は我が国（横浜）に設置されています。高等研究所では我が国の大学や研究機関と協力して、研究活動や研修プログラムを展開しています。

我が国は、国連大学本部施設の提供や大学基金への拠出などの支援を行うとともに、国連大学本部及び高等研究所に対して事業費の拠出を行っています。

（6）WIPO（World Intellectual Property Organization：世界知的所有権機関）との協力

WIPOは、知的財産権の国際的保護の促進などを目的として1970（昭和45）年に設立された国連の専門機関です。WIPOは、国際条約の作成・管理を行うとともに、各国の法令整備の支援や開発途上国に対する法律・技術上の援助、情報の収集・提供などを行っています。WIPOでは、デジタル化・ネットワーク化に対応して著作権、著作隣接権を保護するため、1996（平成8）年にWCT（WIPO Copyright Treaty：著作権に関する世界知的所有権機関条約）及びWPPT（WIPO Performances and Phonograms Treaty：実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）を採択し、現在は視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の策定に向けた議論を行っています。我が国はこれらの議論を推進させるため、積極的な役割を果たすとともに、アジア諸国を中心に、WCT、WPPTをはじめとする、著作権などに関する条約の締結を働き掛けています。

我が国は、著作権分野において、1993（平成5）年以来毎年信託基金を拠出しています。この拠出金は、WIPOの開発協力プログラムとして、アジア・太平洋地域における著作権保護のための諸活動（国際セミナーの開催、研修の実施、専門家の派遣など）に活用されています。

(7) UNDESD (United Nations Decade of Education for Sustainable Development : 国連持続可能な開発のための教育の10年)

2002（平成14）年9月のヨハネスブルク・サミットにおける我が国の提案に基づき、同年12月、第57回国連総会において、2005（平成17）年から始まる10年を「持続可能な開発のための教育の10年」とする決議案が採択されました。これを受け、各国の具体的対応の指針となる国際実施計画をユネスコが中心となって作成し、2005（平成17）年9月の第172回ユネスコ執行委員会で当該国際実施計画が承認されました。これを踏まえ、今後、我が国としての国内実施計画の策定などに取り組んでいく予定です。

4 スポーツの国際交流

スポーツは人類共通の文化であり、スポーツを通じた国際交流は、諸外国との相互理解と友好親善の促進に大きな役割を果たすものです。

(1) スポーツ団体における国際交流事業

文部科学省では、スポーツにおける国際交流を推進するため、日韓スポーツ交流事業をはじめ各種交流事業を実施しています。また、(財)日本体育協会が行うアジア地区のスポーツ交流事業や(財)日本オリンピック委員会が行う競技力向上のためのスポーツ交流事業に対して支援を行っています。

(2) 国際競技大会への支援

我が国では、岐阜県で開催された2005年世界ボート選手権大会をはじめとして、数々の国際競技大会が開催されています。これらの国際競技大会の開催は、我が国のスポーツの普及や振興のみならず、スポーツを通じた国際交流として国際親善の推進に大きく寄与するものです。文部科学省では、これらの国際競技大会に対して支援を行っています。

第3節

開発途上国への協力

1 国際教育協力における取組

2000（平成12）年4月に開催された世界教育フォーラムにおいては、万人のための教育（Education for All）の実現に向けた「ダカール行動の枠組み」が採択されました。2001（平成13）年のジェノバ・サミットにおいては、「ダカール行動の枠組み」の目標を追求するためプロジェクト・チームが設置され、万人のための教育の実現に向けた取組を促進させるための方途について提言がまとめられ、この提言は2002（平成14）年6月のカナナスキス・サミットで報告されました。

このように教育協力を重視する世界的な潮流が生まれてきている中、我が国としても、「米百俵」の精神を基に、教育を国づくりの根幹としてきた経験を生かし、教育支援の強化に向けた国際社会の取組に対し積極的に貢献するため、低所得国に対し5年間で2,500億円以上のODA^{*}を教育分野に支出すること、及び「成長のための基礎教育イニシアティブ（^{ビギン}BEGIN: Basic Education for Growth Initiative）」に基づき、基礎教育分野における協力を強化していくことを発表しています（図表2-10-12）。

^{*} ODA（政府開発援助）

開発途上国の農村・農業開発、飲料水、保健、医療、人口問題、家族問題など基礎生活の改善や人づくりを主な目的に政府が行っている援助。

図表 ■ 2-10-12 カナナスミス・サミットの機会に公表された我が国の教育支援策について



(1) 低所得国に対する教育分野への支援の強化
 デカール行動枠組みの目標達成に困難を抱えている低所得国を支援するため、**向こう5年間で教育分野へのODAを2,500億円以上行うこととする。**

(2) 基礎教育分野への支援の強化
 教育分野の中でも、特に人々が生活する上で基礎となる知識、価値、技能を取得するために不可欠な基礎教育分野については、途上国が行う基礎教育普及のための取組を支援するため、「**成長のための基礎教育イニシアティブ (BEGIN: Basic Education for Growth Initiative)**」に沿って、ODAを通じた協力を強化していく。

BEGIN概要

1. 支援に当たっての基本理念 ○途上国政府のコミットメント重視と自助努力支援 ○文化の多様性への認識・相互理解の推進 ○国際社会との連携・協調(パートナーシップ)に基づく支援 ○地域社会の参画促進と現地リソースの活用 ○他の開発セクターとの連携 ○我が国の教育経験の活用	2. 重点分野 ○教育の「機会」の確保に対する支援 ○教育の「質」向上への支援 ○教育の「マネジメント」の改善 3. 我が国の新たな取組 ○現職教員の活用と国内体制の強化(「拠点システム」の構築) ○国際機関(ユネスコ、ユニセフ等)との広範囲な連携の推進 ○紛争終結後の国づくりにおける教育への支援
--	---

文部科学省としては、このような状況の変化に対応するため、文部科学大臣の私的懇談会である「国際教育協力懇談会」の最終報告書(平成14年7月)を踏まえ、

- ①初等中等教育分野などでの協力強化のための「拠点システム」事業(参照：本章本節②)、
- ②我が国の知的資源を国際協力に活用していくため、大学における国際開発協力を促進する「国際開発協力サポート・センター」プロジェクト(参照：本章本節④)

に着手し、我が国による国際教育協力の質的転換を図るための国内体制の抜本的な整備に取り組んでいます。

また、同報告書では、アフガニスタンなどの紛争終結後の国づくりにおける協力は、教育が1日たりとも休むことのできない営みであることに照らして、平和国家である我が国が、積極的に取り組んでいくべき課題とされ、文部科学省としても、関係機関との連携の下、各種施策を検討・実施しています(参照：本章本節⑤)。

国際教育協力は、学校やNGO(非政府組織)などを含め、我が国のあらゆる層の国民が参加可能な協力分野です。協力活動を通じて、我が国の「内なる国際化」を促すことや、開発途上国と我が国の国民の共生を深めていくという意義は極めて大きいものです。

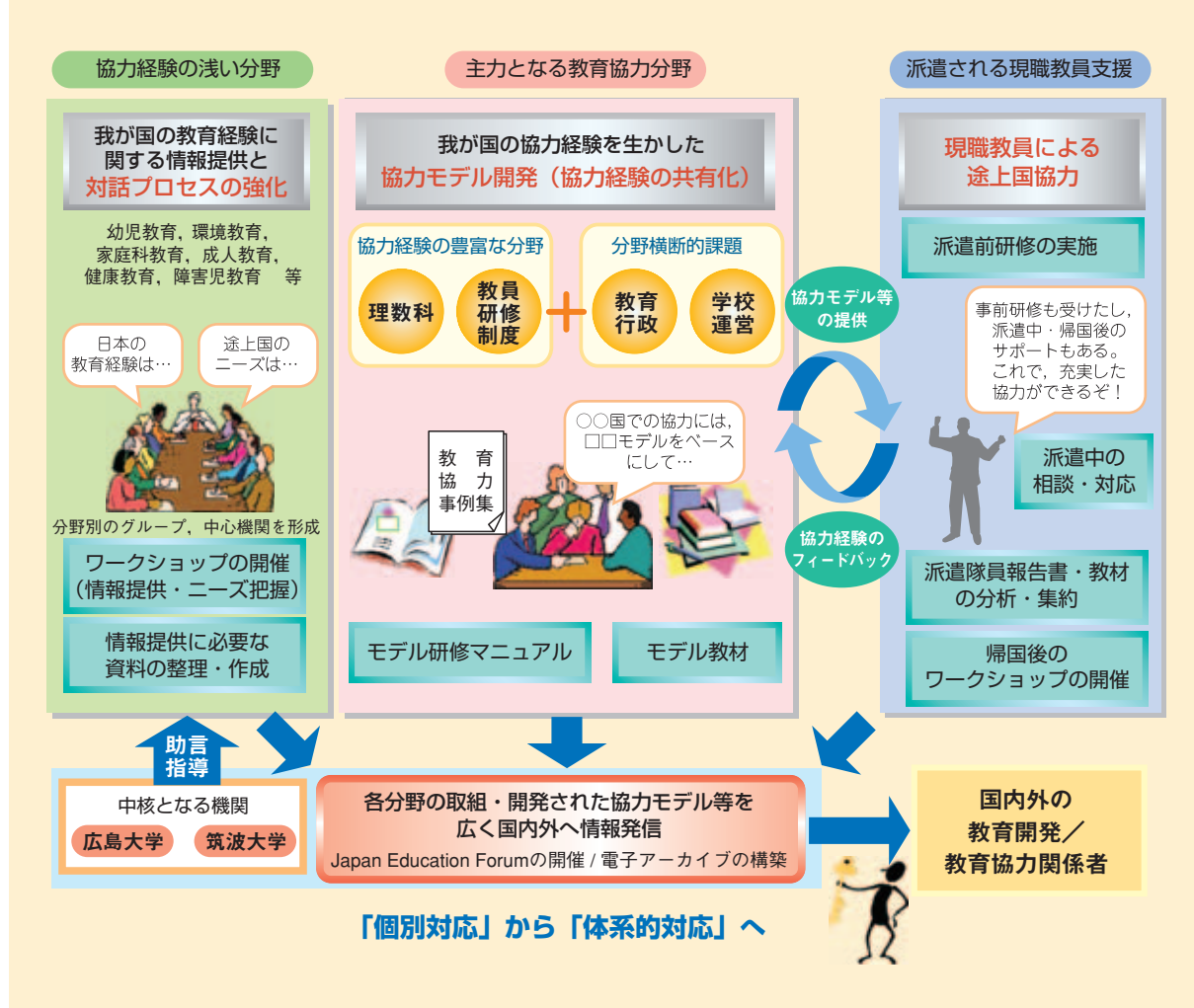
2 我が国の教育経験を生かした国際教育協力―「拠点システム」―

(1) 拠点システムの構築

文部科学省は、国際教育協力に実績のある広島大学と筑波大学を中核機関に、国公立大学やNGO、民間企業などからなるネットワークを形成し、関係機関の協力の下で事業を進めるべ

く、初等中等教育分野などの協力強化を目的とした「拠点システム」を構築しました。これまでの国際教育協力は、多くの場合、個別の要請に応じて個々の協力の活動内容や教材などの検討が行われ、その上、派遣される専門家やボランティア個人による現地での努力に負うところが多いものでした。これに対し、「拠点システム」の構築によって、あらかじめ我が国の協力経験やノウハウを整理・蓄積して、教育協力関係者がこれらを自由に参照・活用できるようになり、途上国の要請に対し、組織的かつ体系的に対応することが可能となりました（図表2-10-13）。

図表 ■ 2-10-13 初等中等教育分野等（「ダカール行動の枠組み」）における協力強化のための「拠点システム」



（2）具体的な機能と活動

①我が国の主力となる教育協力分野を強化するための「協力経験の共有化」

我が国において協力経験が豊富な分野である「理数科教育」、「教員研修」や、分野横断的課題である「学校運営」、「教育行政」に関して、これまでの我が国の協力経験を整理し蓄積するとともに、他援助国による協力実績分析も反映させつつ、教育協力に共通して活用できる協力モデル（教育協力マニュアルや具体的な教材）を開発しています。これにより、多様な案件に応じて選択可能な教育協力マニュアルや教材を複数用意し、それらを適宜組み合わせることによってより効果的な協力を推進することが可能となりました。

②派遣される現職教員への支援（共有化された協力経験の伝達）

青年海外協力隊として派遣される現職教員（参照：本章本節③）に対して、蓄積された経験や協力モデルを、派遣前研修やインターネットなどによる派遣中の指導・助言を通じて伝達し、途上国での協力経験の浅い現職教員の適格性を培うことに貢献しています。また、派遣中の現職教員に対してはアンケートを通じて、伝達された協力モデルの活用結果を調査し、帰国現職教員に対しては、ワークショップを開催して、現地経験の集約化・共有化を行い、「拠点システム」の更なる充実・強化を図っています。

③協力経験の浅い分野の活用促進に対する支援

我が国として協力経験は浅いものの、将来、協力が有望視される分野（障害児教育、環境教育、健康教育、幼児教育、家庭科教育など）に関して、大学などからなるグループを分野別に形成し、我が国における教育経験の整理と途上国ニーズの分析・研究を行っています。また、その成果を研究集会や講習会の開催などを通じて途上国に普及するとともに、実際に現地で実証調査を行い、その成果を踏まえて近隣国から専門家を招へいして、実証国でのワークショップを開催しています。

④情報発信

拠点システムにおいて得られた成果を集積し、ホームページ（<http://e-archive.criced.tsukuba.ac.jp>）などを通じて関係者・利用者が自由に閲覧できる環境の整備を行うとともに、成果の利用促進と成果還元を目的に、援助機関をはじめ協力関係者を対象とした「拠点システム構築事業国内報告会」を開催しています。

また、得られた成果の国際的検証・発信や、途上国・国際援助機関との情報の共有などを目的に、定期的に「国際教育協力日本フォーラム」を開催しています。平成17年2月には、「自立的教育開発に向けた国際協力」をテーマに行いました。

3 現職教員の活用による日本の教育経験を生かした協力の促進

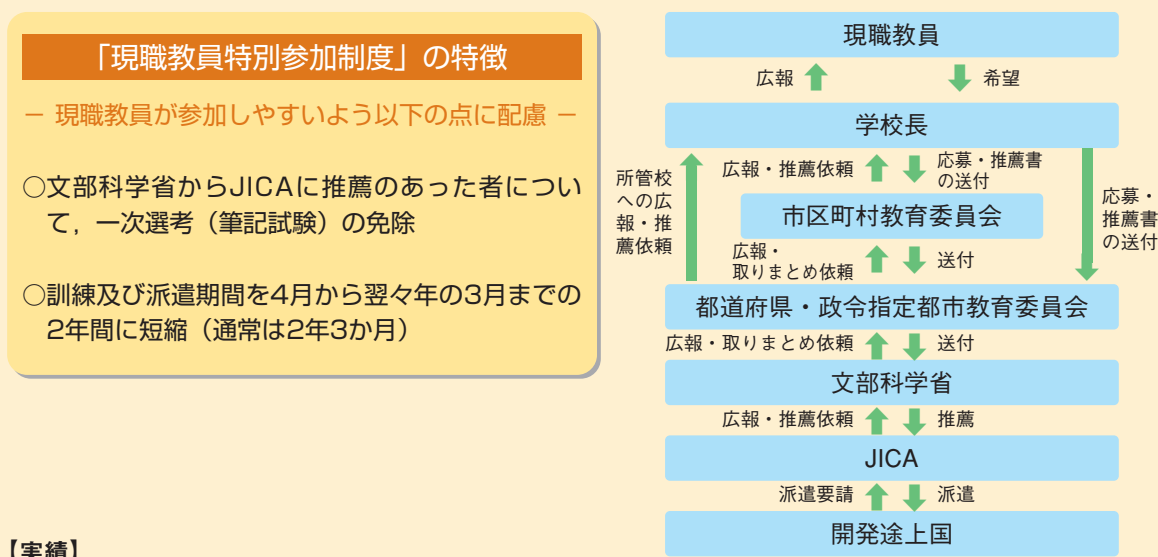
平成12年度に「国際教育協力懇談会」（文部科学大臣の私的懇談会）は、現職教員の青年海外協力隊への参加促進を目的とし、青年海外協力隊の対象を現職教員に絞った制度を設けることについて指摘しました。これを受け、文部科学省が外務省、国際協力機構（JICA）及び都道府県教育委員会等と協力し、13年度に青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設されました（図表2-10-14）。

この制度では、文部科学省からJICAに推薦した教員については、1次選考（筆記試験）を免除するほか、派遣前訓練及び派遣期間を合わせると通常は2年3か月であるところを2年とし、派遣前訓練を4月から開始して帰国を翌々年3月までとするなど、現職教員がこれまでよりも参加しやすい内容にしています。

現職教員は、指導案の作成、教材開発、各種技術指導など、子どもに密着した実践的な教育経験や能力を有しており、我が国の教育経験を生かした協力を進めていくための重要な人的資源です。また、これらの教員が開発途上国において国際教育協力に従事することによって、コミュニケーション・異文化理解の能力を身に付け、国際化のための素養を児童・生徒に波及的に広めることや、帰国後に自身の経験を教育現場に還元することによって、将来の国際教育協力分野の人材の裾野^{すその}を広げるのみならず、我が国の教育の質を高めることにつながります（図表2-10-15）。

これまでに、この制度によって、制度創設以来4年間で266名の現職教員が派遣され、様々な国で活躍しています。

図表 ■ 2-10-14 青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」



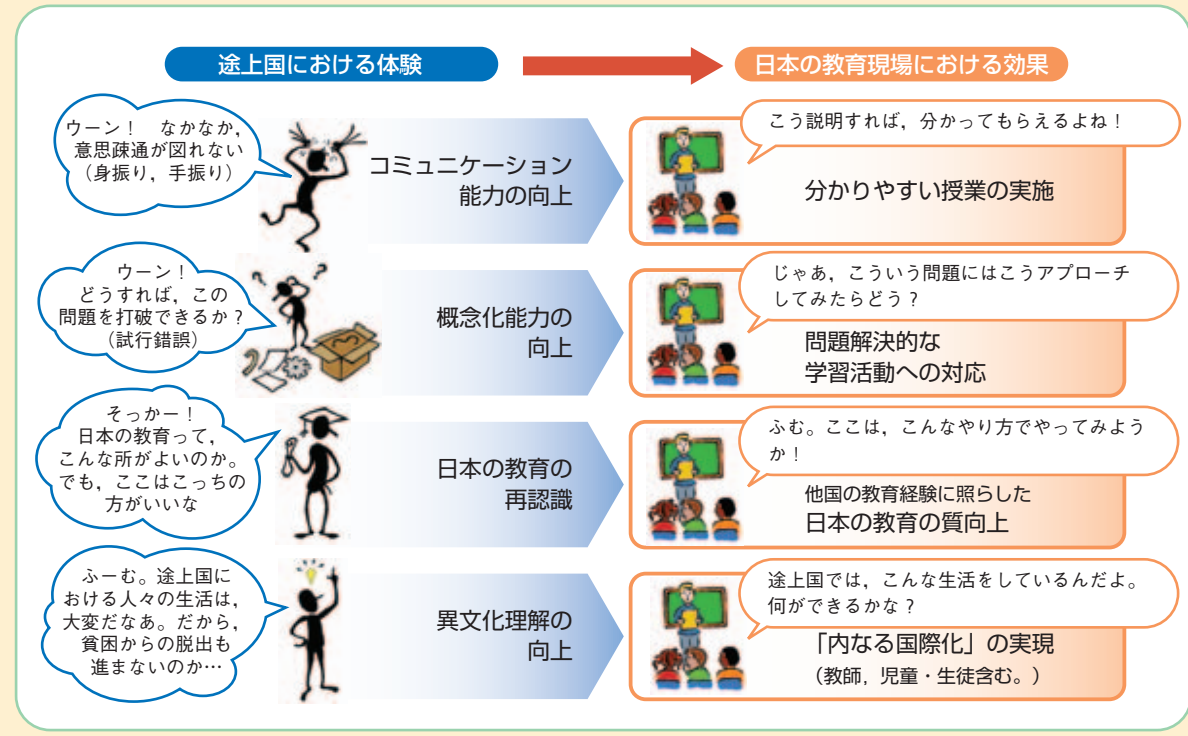
【実績】

平成13年度募集	平成14年度募集	平成15年度募集	平成16年度募集	平成17年度募集
応募者数 158名	応募者数 177名	応募者数 147名	応募者数 164名	応募者数 183名
派遣者数 63名	派遣者数 56名	派遣者数 64名	派遣者数 83名	派遣予定者数 89名

（注） 現職教員派遣は第一次隊での派遣のみであり、平成18年度に派遣予定。

図表 ■ 2-10-15 開発途上国における現職教員派遣の意義

現職教員が開発途上国において、言語・文化の壁等乗り越え、教育協力を実践をすることにより、教員の質が向上し、日本の教育現場においても様々な効果が期待される。



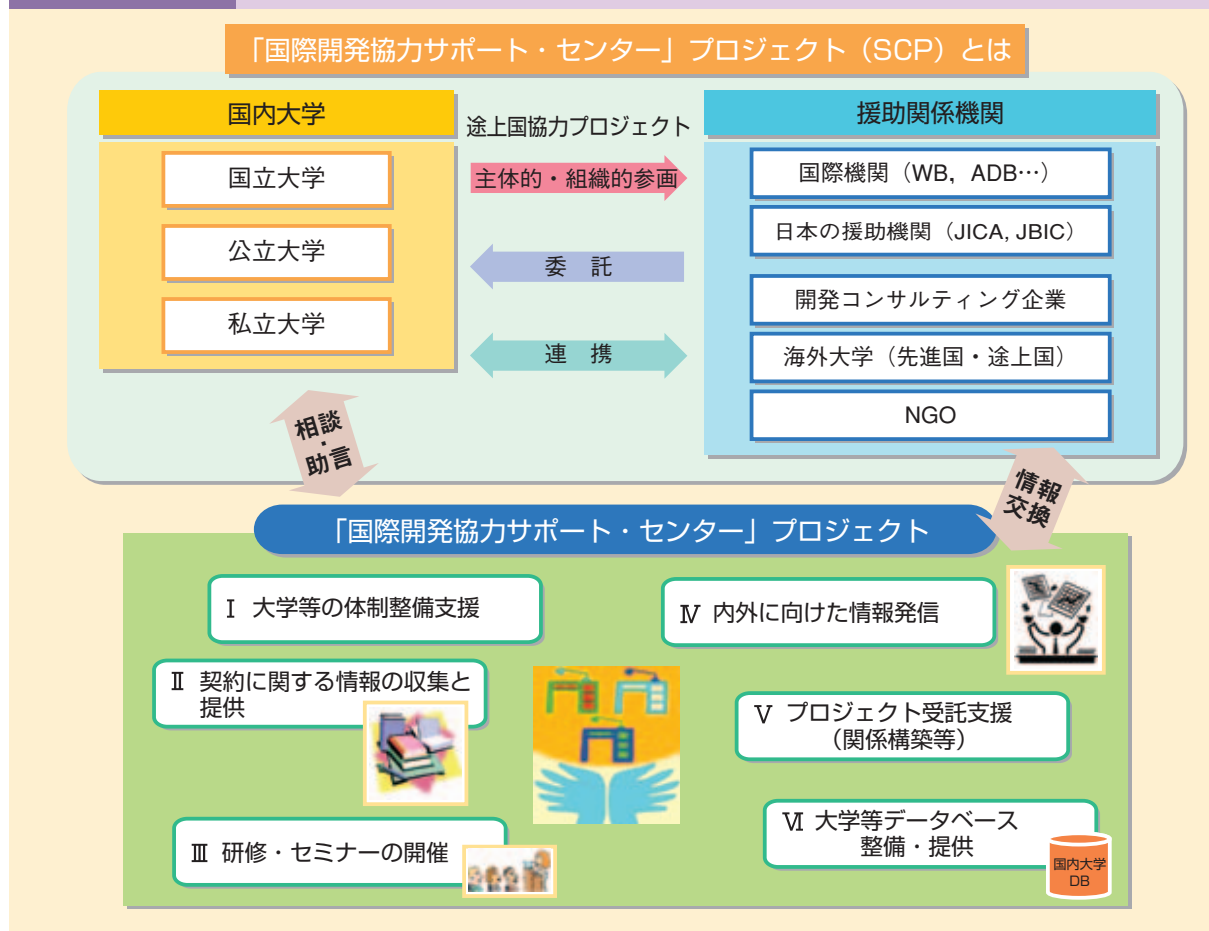
4 大学における国際開発協力の促進

我が国の知的資源である大学による、国際機関や開発援助機関の途上国開発プロジェクトの受託を促進するため、平成15年から、「国際開発協力サポート・センター」プロジェクトを開始しています。

大学による途上国開発プロジェクトの受託を推進することは、①学生に対する実践的な教育の提供、②大学の国際競争力の強化、③大学による社会貢献の促進などに寄与します。また、大学と援助機関との安定的な協力体制を構築することにより、我が国としても、大学の知的資源を開発援助に一層活用することが可能となります。

「国際開発協力サポート・センター」プロジェクトでは、(1) ①プロジェクト受託や契約に関する情報の収集と提供、②各種セミナーの実施、③個別プロジェクトの受託支援、(2) 国際機関・開発援助機関などとの関係構築や大学とのネットワーク構築支援、(3) 国際開発協力に関心のある大学・教員に関するデータベースの整備や各種広報活動など、途上国開発協力を通じた大学の教育研究水準の向上と国際競争力強化に資する支援を行っております（図表2-10-16）。

図表 ■ 2-10-16 大学における国際開発協力を促進するためのサポート・センター



5 紛争終結後の国づくりにおける国際教育協力の取組

アフガニスタン復興をはじめとする紛争が終結した国・地域に対する教育協力に関しては、平時の対応を応用しつつ、関係機関と連携して具体的な施策を検討することが、平成14年7月の「国際教育協力懇談会」の最終報告書で提言されました（参照：本章本節①）。

このような議論を背景に、文部科学省では、副大臣を本部長とする「アフガニスタン復興のための教育支援プロジェクトチーム」（平成13年11月）と「イラク復興支援のためのプロジェクトチーム」（15年4月）をそれぞれ設置しましたが、16年2月26日、両プロジェクトチームを「紛争終結後の国づくり支援プロジェクトチーム」として統合させ、アフガニスタンやイラクをはじめとする紛争終結後の国々の復興支援についてそれぞれ取り組んでいくこととしました。

アフガニスタンについては、公教育システムの再建のために基礎教育から高等教育に至るま

で幅広い支援を行うという原則の下、①教育行政機能強化支援、②教員養成システムの再建、③高等教育の復興について充実強化を図るとともに、障害児教育や識字教育等についても、今後、具体的な取組を検討することとしています。

イラクについては、ユネスコが行った教育分野の緊急ニーズ調査（平成15年7月～10月）に我が国の専門家を参加させたことをはじめとして、この地域の復興支援に経験を有するユネスコ等国際機関との連携を図りつつ、現地の情勢を踏まえながら適切な支援を行うこととしています。

また、東ティモールについては、我が国の大学による東ティモール国立大学工学部への支援が進められています。

我が国は、戦後、教育を国づくりの基本として復興の道を歩んできました。教育分野の復興支援は、教育が国の基盤を成すものであることから、相手国のニーズに十分留意しながら、そうした我が国の経験を生かした協力を行うこととしています。

第4節 科学技術分野における国際的展開

1 主体的な国際協力活動の展開及び国際社会への貢献

科学技術は、人類が共有し得る知的財産を生み出すとともに、地球環境問題やエネルギー・資源問題などの地球規模の諸問題の解決、産業経済の発展に資するものです。このような科学技術活動を国際的に積極的に展開することは、我が国の国際社会における役割を果たすとともに、我が国の科学技術活動の一層の発展に資するものです。我が国は、世界42か国との間で科学技術協力協定などの国際約束に基づき、二国間における幅広い科学技術協力を実施するとともに、多国間の協力を推進しています。

(1) 多国間協力の推進

①主要国首脳会議（G8サミット）に基づく国際協力

2005（平成17）年7月に開催された英国グレンイーグルズ・サミットでは、気候変動問題について議論され、環境を念頭に置いた持続可能な成長のための科学技術の重要性が認識されました。特に、「グレンイーグルズ行動計画」が合意され、安定したエネルギー供給の重要性が再認識されました。クリーンな化石燃料や再生可能エネルギーを促進することに合意し、原子力は、利用国によるより安全で、拡散しにくい先進技術の開発努力に留意することが盛り込まれました。また、GEOSS（全地球観測システム）の構築の必要性についても再認識されました。小泉首相からは環境と経済成長の両立に向けた科学技術の重要性、「3R」（Reduce, Reuse, Recycle）社会構築の必要性が述べられました。この他、「不拡散に関するグレンイーグルズ声明」、「インド洋災害へのG8の対応及び災害リスク削減に係る将来の行動」がまとめられました。

次回は、ロシアのサンクトペテルブルクで、2006（平成18）年7月に開催される予定です。

②国際連合における協力

国際連合においては、全地球的視野で解決する必要がある天然資源、エネルギー、食料、環境、自然災害の諸問題について取り組まれています。2002（平成14）年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」では、科学的な知見による持続可能な開発への貢献に関し、我が国から水循環や災害防止のための共同観測・研究、さらに衛星を利用した地球観測技術の開発と利用拡大を提案し、実施計画に盛り込まれました。これを受けて、宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、アジア太平洋地域の国々に対し教育訓練を目的とした能力開発プログラムを実施しています。また、2005（平成17）年末には、タイ地理情報宇宙技術開発機関

(GISTDA) 及びインドネシア国立航空宇宙研究所 (LAPAN) と2005 (平成17) 年に打ち上げ予定のALOS (陸域観測技術衛星) データを用いた国土管理・都市計画分野での利用実証や漁業・水産・海洋分野におけるデータ利用促進を目的とした協定を締結する予定です。

2005 (平成17) 年1月に兵庫県神戸市で開催された国連防災世界会議において、文部科学省は、セッション「防災科学の研究・開発成果をいかに現実の施策に適用するか」を主催するとともに、「洪水及び斜面災害に関する新たな国際イニシアチブ」をユネスコ (国際連合教育科学文化機関) と共催しました。また、JAXAは、災害分野における衛星の有効利用に関するセッションやアジア地域における人工衛星技術の災害利用に関するワークショップを開催しました。我が国は、防災への貢献を目的に、今後も引き続き積極的な活動を行っていく予定です。

そのほか、ユネスコにおいて、自然科学分野では、「水及び水に関連する生態系」を最優先分野と定め、国際水文学計画 (IHP) を通じて世界の水問題に取り組んでおり、水災害とそのリスク管理に関する研究、研修、情報ネットワーク活動を行う「ユネスコ水災害・リスクマネジメント国際センター」を我が国に設置する準備が行われています。また、政府間海洋学委員会 (IOC) では、地球規模の気候変動に関する海洋観測、津波警戒システム構築などの海洋科学調査や研究活動、地域協力事業などを実施しており、我が国は特に西太平洋海域での海洋調査、教育訓練事業などの実施に協力しています。人文・社会科学分野においては、科学技術倫理の問題に重点が置かれ、2005 (平成17) 年の第33回ユネスコ総会での採択に向け「生命倫理と人権に関する世界宣言」の検討が進められています。

③OECD (経済協力開発機構) における協力

OECDは、加盟30か国の政府間機関で、経済成長、開発途上国の援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的としつつ、環境、エネルギー、科学技術、教育、高齢化といった問題にも積極的に取り組んでいます。科学技術活動に関し、OECDは、科学技術政策委員会 (CSTP)、原子力機関 (NEA)、国際エネルギー機関 (IEA) などを通じて、加盟国間の意見・経験などの交換、情報・人材の交流、統計資料などの作成、共同研究の実施などが行われています。

2004 (平成16) 年1月に開催されたCSTP第11回閣僚級会合においては、特に人材問題について各国の関心が高く、頭脳流出等の問題や、初等教育からの科学技術教育への取組み強化の重要性が指摘されました。これを受け、同年10月に「科学技術人材に関するアドホックワーキンググループ (SFRI)」が設置され、我が国もリード国の一つとして検討に参加しています。さらに、CSTPのサブ・グループの一つであるグローバルサイエンスフォーラム (GSF) では、2005 (平成17) 年6月23・24日に東京で開催した第10回OECD/Japanセミナーの場を活用し、科学技術・理科離れについて議論を行ったところです。更に、GSFにおいては、同年12月、我が国の提案した「安全な社会のための科学技術に関するOECDワークショップ」が文部科学省などの共催により東京で開催されました。

④APEC (アジア太平洋経済協力) における協力

APECでは、開かれた地域協力を掲げ、貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力の推進を目的に、産業科学技術・人材養成・エネルギー等に関する協力方策の検討も行っています。特に産業科学技術分野では、産業科学技術ワーキンググループ (ISTWG) の下、防災に関する共同研究、研究施設の相互利用、科学技術情報流通の促進、科学技術の理解増進などの具体的協力プロジェクトが進められています。2004 (平成16) 年3月において第4回科学技術担当大臣会合が開催され、人材ネットワーク、研究・技術革新と産業の連携、科学技術政策などを議論し、APEC域内の持続的成長に向けた科学技術協力の推進などが合意されました。また、ISTWGのプロジェクトとして、アジア・太平洋地域に適した地震・津波災害軽減に関するEqTAPセミナー (アジア・太平洋地域に適した地震・津波災害軽減技術の開発とその体系化に

関する研究)が、防災科学技術研究所、東京大学、京都大学、港湾空港技術研究所などの協力によって2005(平成17)年9月にインドネシア(ジャカルタ)において開催されました。

⑤ASEAN(東南アジア諸国連合)における協力

ASEANは、地域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、また域内諸問題の解決を目的として設立された地域協力機構です。日本とASEANとの協力については、2003(平成15)年12月のASEAN特別首脳会合で採択された東京宣言及び行動計画において、科学技術分野での人材育成、研究者交流等の研究協力を促進することとしています。また、東アジア諸国の地域協力の推進のため、ASEANと日本、中国、韓国の3か国によるASEAN+3協力が実施されており、科学技術分野においても、ASEAN科学技術委員会(COST)との協力が進められています。

⑥ASEM(アジア欧州会合)における協力

ASEMは、アジアと欧州の関係を強化することを目的として、アジアと欧州の首脳が率直な対話を行う場として設けられたものです。

1999(平成11)年には、ASEMにおける21世紀の科学技術協力をテーマとする科学技術大臣会合が開催され、科学技術分野における協力活動の重要性が確認されました。また、2004(平成16)年10月に開催されたASEM第5回首脳会合(ASEM5)では、持続的な経済開発を達成するため、各参加国が気候変動問題を含む環境問題や貧困の削減といった地球規模の問題に協力して取り組むことの重要性が指摘されました。

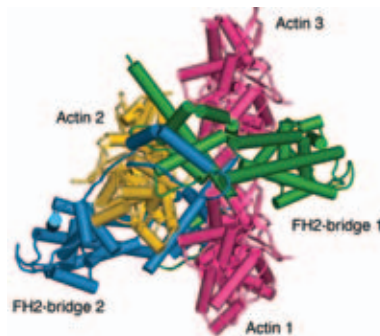
⑦ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム(HFSP)

HFSPは、1987(昭和62)年6月のベネチアサミットにおいて我が国が提唱した国際的な研究助成プログラムで、生体のもつ精妙かつ優れた機能の解明のための基礎的な国際共同研究などを推進することを目的としています。2005(平成17)年から新たにオーストラリアと韓国が加わり、日本・米国・フランス・ドイツ・EU・英国・スイス・カナダ・イタリアの計11か国で運営されています。具体的な活動としては、国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム推進機構(HFSPO)により、国際共同研究チームへの研究費助成(例:研究グラント事業)や若手研究者を対象とした研究奨励金助成(例:長期フェローシップ、学際的フェローシップ、短期フェローシップ)、ワークショップの開催等が実施されています。このプログラムの研究グラント受賞後、これまでに11名の研究者がノーベル賞を受賞しているなど、その活動の内容は内外から高く評価されており、我が国は、このプログラムを積極的に支援しています。

HFSPは2001(平成13)年から受賞者の研究成果発表の場として受賞者会合を開催しており、最近では、箱根(日本)(2004(平成16)年)、ベセスダ(米国)(2005(平成17)年)において開催されました。また、2004(平成16)年6月にはHFSP第4回政府間会合がベルン(スイス)において開催され、2005(平成17)年から2007(平成19)年までの財政計画について議論を行い、共同声明を採択しました(図表2-10-17)。

図表 2-10-17 HFSPの研究事例

細胞内の主なタンパク質の一つであるアクチンの線維形成の仕組みを立体構造解析により新たに提唱



(資料提供) Otomo T (HFSP長期フェローシップ受給者), Tomchick DR, Otomo C, Panchal SC, Machius M, Rosen MK

⑧国際科学技術センター（ISTC）における協力

ISTCは、旧ソ連邦諸国の大量破壊兵器などに関係した科学者に平和的研究活動に従事する機会を与え、旧ソ連邦諸国内・国際的な技術問題の解決に寄与することなどを目的として、1994（平成6）年3月に、日本、米国、EC、ロシアの4極により設立されました。2005（平成17）年4月現在、12か国とEUが加盟しており、これまで延べ約6万人以上の研究者が本センターの活動を通じて研究を行っています。

（2）二国間協力の推進

諸外国との間では、二国間の科学技術協力協定*などに基づき、ライフサイエンス、情報通信、地球科学、ナノテクノロジー、原子力、宇宙開発、エネルギー開発、環境保全など世界共通の問題を解決するため、様々な協力が活発に展開されています。最近の主な動きは以下のとおりです。

①アメリカ合衆国（米国）

日米科学技術協力協定に基づいて、2005（平成17）年7月にワシントンD.C.にて第11回日米実務級委員会が開催されました。同委員会では、ライフサイエンス、ナノテクノロジー・材料、環境、安全・安心な社会の構築等における意見交換が行われました。また、協定下における協力として、2005（平成17）年3月、ホノルルにて日米安全・安心な社会に資する科学技術に関するワークショップが開催されました。同ワークショップでは、両国政府代表団の参加を得て、両国の共通関心分野（感染症と農業と食の安全、国境と輸送機関の安全、重要情報基盤保護、社会基盤保護及び相互依存性解析、犯罪及びテロ対策のための科学技術）における今後の研究協力の方向性について意見交換が行われました。

②カナダ

日加科学技術協力協定に基づいて、2005（平成17）年10月にオタワにて第9回日加科学技術協力合同級委員会が開催されました。

③メキシコ

科学技術分野での協力を含む日・メキシコ経済連携協定は、2004（平成16年）9月に署名され、2005（平成17）年4月に発効しました。

④中華人民共和国（中国）

日中科学技術協力協定に基づいて、2005（平成17）年8月に北京にて第11回日中科学技術協力合同委員会が開催されました。同委員会では、研究者交流、ライフサイエンス等における意見交換が行われました。また、協定下における協力として、2005（平成17）年11月に北京にて、文部科学省と中国科学技術部との間で科学技術行政担当官による政策対話が実施されました。

⑤韓国

日韓科学技術協力協定下における協力として2005（平成17）年4月に日韓科学技術フォーラムが開催されました。同フォーラムでは、地球観測、地球掘削、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー等をテーマとして議論が行われました。

⑥インド

日印科学技術協力協定に基づいて、2005（平成17）年11月にデリーにて第7回日印科学技術合同委員会が開催されました。

* 科学技術協力協定

我が国と外国との間で、平和目的のための科学技術分野の協力関係を促進するために締結される国際約束。協力活動の形態や合同委員会などの政府間協議の枠組みのほか、協力により生じる知的所有権の扱い等を定めており、この協定の下で、研究開発の情報交換、研究者交流、共同研究などの様々な協力活動が実施されている。合同委員会は、これまでの協力活動の報告や、今後の協力活動について協議するために、数年ごとに開催されている。

⑦フランス

日仏科学技術協力協定に基づいて、2004（平成16）年11月に東京にて第6回日仏科学技術協力合同諮問委員会が開催されました。同委員会では、日仏両国の諮問委員により、研究者交流、ライフサイエンス、ゲノム、材料、生命倫理・人文社会、イノベーション（技術革新）とパートナーシップ、宇宙（地球観測）、エネルギー・環境、情報科学の分野における意見交換が行われ、両国の科学技術協力推進のための方策が話し合われました。

⑧イタリア

日伊科学技術協力協定に基づいて、2005（平成17）年6月にローマにて第8回日伊科学技術協力合同委員会が開催されました。同委員会では、科学技術政策や、前回合同委員会時（2002年）に日伊両国で指定した六つの優先分野（材料・ナノテクノロジー、地球科学、情報通信技術、ロボティクス（ロボット工学）と製造技術、宇宙、ライフサイエンス）における共同プロジェクトの中間評価及び次期プログラムに向けた意見交換等が行われました。

⑨南アフリカ共和国

2005（平成17）年6月に東京にて、日・南ア科学技術政策フォーラムが開催され、科学技術政策評価、産官学連携、先端技術分野の人材育成をテーマとしたパネルセッション等が行われました。

⑩その他

上記のほかにも、英国、ドイツ、スウェーデン、ロシアなど、世界42か国との間で締結されている科学技術協力協定などに基づき、情報交換、専門家の交流、共同研究の実施などの協力を行っています。また、ECとの間では、日EC間の科学技術協力に関する協定の交渉を行っています。

(3) 国際協力プロジェクトへの取組及び国際社会への貢献

①ITER計画 →TOPICS 2

②国際宇宙ステーション（International Space Station：ISS）計画

ISS計画は、日本、米国、欧州、カナダ、ロシアの5極が共同で、低軌道（高度約400km）の地球周回軌道上に有人の宇宙ステーションを建設する国際協力プロジェクトです。我が国がISS計画へ参加する意義は、宇宙における活動を通じて、(1) 有人宇宙技術をはじめとする広範な技術の高度化等の促進、(2) 経済社会基盤の拡充、(3) 新たな科学的知見の創造、(4) 国際協力の推進を実現することにあります。ISSは、1998（平成10）年11月に建設が開始され、2000（平成12）年11月からは搭乗員が常時滞在して、一部の利用活動が開始されています。2010（平成22）年ごろのISS完成目標に向けて、我が国は日本の実験棟（JEM、愛称：きぼう）や宇宙ステーション補給機（HTV）の開発等を進めています。

また、2003（平成15）年2月に発生した米国スペースシャトル「コロンビア号」事故後初のスペースシャトル飛行となる「ディスカバリー号」が、野口聡一宇宙飛行士を含む7名の搭乗員を乗せて、2005（平成17）年7月26日に打ち上げられました。野口聡一宇宙飛行士は、「コロンビア号」事故の原因となった耐熱タイルの傷を宇宙空間で修理する技術の検証や故障していたISSの姿勢制御装置の交換など3回の船外活動を行い、見事にその任務を果たしました。「ディスカバリー号」は、14日間の飛行の後、同年8月9日に帰還しました。

ISS計画については、参加各極が連携・協力し、着実な推進に努めているところですが、平成17年9月には、米国が行ってきたISS計画の見直しの結果が参加各極に伝えられ、日本の実験棟「きぼう」については、これまでの約束どおり3回に分けてスペースシャトルで打ち上げられること、また、その費用の代替として我が国が米国に代わって開発を行ってきた生命科学実験施設「セントリフュージ」については、打ち上げられないことになりました。

③統合国際深海掘削計画（IODP）

IODPは、日本の地球深部探査船「ちきゅう」と米国の掘削船を主力掘削船とし、複数の掘削船を共同運用することにより地球深部を探索する日米主導の国際共同プロジェクトであり、温暖化などの環境変動メカニズムや地震などの地殻変動メカニズムの解明などに貢献するほか、地殻内生命の探索と生命の起源と進化の解明などが期待されています。

2003（平成15）年4月22日に、文部科学大臣と全米科学財団長官がIODPのための協力に関する覚書に署名を行い、同年10月よりIODPを開始しました。その後、2004（平成16）年3月16日に欧州12か国が、同年4月26日には中国が参加し、現在は15か国による共同プロジェクトとなっています。

④大型ハドロン*衝突型加速器（LHC）計画

LHC計画は、欧州合同原子核研究機関（CERN）における陽子・陽子衝突型加速器計画であり、1994（平成6）年12月に同機関の理事会において建設計画が正式に決定され、CERN加盟国（欧州20か国）と日本、米国、ロシア、カナダ、インドなどによる国際協力の下、2007（平成19）年の実験開始を目指して建設が進められています。

LHCは、周長27kmにも及ぶ巨大な円形加速器であり、その円形トンネル内に超伝導電磁石を並べ、陽子ビームを互いに反対方向に光に近い速度まで加速し、陽子同士を衝突させるものです。同計画は、この衝突の際に生じる世界最高のエネルギー領域において、質量の起源といわれながらも未知の粒子であるヒッグス粒子や超対称性粒子を発見し、物質の内部構造を探索解明することを目的としています。

⑤人道的観点からの対人地雷探知・除去技術に関する研究開発の推進

アフガニスタンをはじめ、世界の数多くの国において埋設された地雷は、復興・開発上の大きな障害の一つとなっています。我が国では、外務省等の関係府省庁において、この問題に関する取組が行われています。研究開発の主体を担う文部科学省では、人道的観点から、より安全・確実かつ効率的に対人地雷を探知・除去できるよう、我が国の科学技術を駆使し、国際機関やNGOなどとも連携して、技術の開発を行い、「日本らしさ」のある国際貢献を行っていくこととしています。

このために、科学技術振興機構において、産学官の幅広い研究開発能力を結集し、地雷の探知技術、地雷原への移動や接近を制御する技術の開発を進めています。

2 科学技術・学術の国際展開の戦略的推進

我が国は、従来から科学技術協力協定などの枠組みの下に、幅広い国際協力を実施しています。文部科学省では、2005（平成17）年1月に、科学技術・学術審議会国際化推進委員会において、従来の「国際化の推進」の枠を超えた国際活動を求める報告書「科学技術・学術分野における国際活動の戦略的推進について」が取りまとめられました。こうした提言などを踏まえて、以下のような国際活動を戦略的に実施しています。

（1）アジア科学技術連携強化

近年、アジア諸国においては、経済力に引き続き、科学技術・学術力の水準の向上が著しいところです。第3期科学技術基本計画の検討に際しても、アジア諸国との間で科学技術の連携を強化することが指摘されており、これを踏まえ、アジア諸国との科学技術連携強化を推進しています。

* ハドロン

物質を構成している最小の単位である粒子の一種、クォークによって構成される複合粒子（陽子や中性子など）の総称。

(2) 国際展開基盤の強化

大学における特色ある組織的な国際展開に向けた取組の支援が必要です。このため、文部科学省では、平成17年度から国際戦略本部強化事業を開始し、全国の国公私立大学等20校においてモデル事業を実施しています。

(3) 国際的研究人材の養成・確保・ネットワークの構築

優秀な研究人材を確保するために、国内外の優秀な研究人材の「知の出会い」の場の充実による知的触発の活性化、研究人材間の継続的な「ネットワーク」の構築、優れた外国人研究者の招へい、若手研究者の海外派遣などを促進する事業を日本学術振興会において実施しています。

(4) 国際戦略に基づいた活動の重点的推進

科学技術・学術の各分野等に関する国際動向の調査・分析を行う体制の強化、戦略的に目標を定めながら科学技術・学術分野における国際活動を支援するためのファンディング（研究費の配分）の仕組みの実施を進めています。

第5節

国際文化交流を通じた日本文化の振興と国際協力への取組

国際化の進展に伴い、我が国は国際的な文化交流を通じて世界の人々の相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献していくことが求められています。また、我が国の魅力ある文化を海外に発信することにより、国際社会における日本及び日本人の存在感を高めていくことも重要です。

このため、文化庁では、芸術家や芸術団体の派遣・受入れ、国際的な芸術フェスティバルの開催・参加、海外の文化遺産の保存修復への協力などの施策を実施しています。

1 日本文化の発信による国際文化交流の推進

(1) 文化庁文化交流使事業

文化庁文化交流使事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる人々に、一定期間「文化交流使」として世界の人々の日本文化への理解や、日本と外国の文化人のネットワーク形成・強化につながる活動を展開してもらうことを目的としています。「文化交流使」の活動には、(i) 日本在住の芸術家、文化人が海外に一定期間滞在し、講習や実演などを行う「海外派遣型」、(ii) 海外在住の日本文化に深い知見を持つ芸術家、文化人が講演などを行う「現地滞在者型」、(iii) 公演等で来日する諸外国の著名な芸術家が日本滞在期間を利用して学校などを訪問して実演・講演等を行う「来日芸術家型」の三つの類型があります。



▲ベルギータンゴグループ「ソレダッド」
(於：愛知県立明和高等学校)

平成17年度は、「海外派遣型」文化交流使として7名、「現地滞在者型」文化交流使として2名、「来日芸術家型」として5組の指名を行いました。能楽師や演出家など様々な分野で活躍中の方々による文化交流と日本文化の発信活動を展開しています（図表2-10-18）。

また、平成17年3月には、16年度に海外で活動した8名の文化交流使による活動報告会を、サントリーホール小ホール（東京都港区）にて開催し、活動の紹介や実演、文化交流使によるパネルディスカッションなどが行われました。

(2) 国際文化フォーラムの開催

「国際文化フォーラム」は、内外の著名な芸術家・文化人が世界の文化の最新情報や文化を取り巻く課題に関する知見を、講演・討論・座談会を通じて提供するとともに、世界に向け日本文化を発信する目的として、平成15年度から開始した事業です。

平成17年度は10月8日から「文化の多様性」を共通テーマに関西各地を中心に講演・討論・座談会を行い、世界に向け文化のメッセージを強く発信しました（図表2-10-19）。



▲平成17年度国際文化フォーラム開会式



▲「人形浄瑠璃文楽とパンソリの交流公演」
於：大韓民国ソウル

図表 ■ 2-10-18 平成17年度文化交流使一覧

〈海外派遣型〉

氏 名	プ ロ フ ィ ール	派 遣 国
Ikuo 三橋	演出家	フランス、ベルギー、モロッコ、マダガスカル
井上廣子※	造形作家	オーストリア
河村晴久	能楽師	アメリカ、カナダ
神田山陽 さんよう	講談師	イタリア
橋口譲二※	写真家	ドイツ
平田オリザ	劇作家・演出家	カナダ・アメリカ
村井健	演劇評論家	ロシア

※平成16年度から引き続き活動していただいた文化交流使

〈現地滞在型〉

氏 名	プ ロ フ ィ ール	活 動 国
杉葉子	女優	アメリカ
本名徹次	指揮者	ベトナム

〈来日芸術家型〉

氏 名	プ ロ フ ィ ール	活 動 場 所
アンヘル・コレラ	アメリカン・バレエ・シアターのプリンシパル	六本木ヒルズ テレビ朝日本社1階イベントスペースumu（東京都港区）
オクトバス4	コントラバス演奏者4人で結成されているグループ	東京国際学園高等学校
ソレダッド	ヴァイオリン、ピアノ、ギター、コントラバス、アコーディオン演奏者5人で活動するタンゴグループ	愛知県立明和高等学校
10人のミラクル・トランペッター／TEN OF THE BEST	トランペット・アンサンブル	秋田県立勝平養護学校
ラルス・フォークト	ピアニスト	東京都立芝商業高等学校

図表 ■ 2-10-19 平成17年度国際文化フォーラム行事

日時	行事名	会 場	参加者
17.10.8	基調講演・鼎談「文化力」～文化で元気になろう！～	国立京都国際会館	ジャック・ラング：元仏文化大臣，筒井康隆：作家他
17.10.10	座談会「平和と文化」～文明の対話から共通の価値へ～	法隆寺聖徳会館（奈良県生駒郡斑鳩町）	平山郁夫：東京藝術大学学長他
17.10.17	座談会「トボス（場所）と神話」	賓日館（三重県度会郡二見町）	河合隼雄：文化庁長官，臨床心理学者他
17.10.23	座談会「日本・アジアの芸術の特色と世界への発信」	金戒光明寺（京都市）	高階秀爾：大原美術館館長他
17.11.5	座談会「アジアのこどもと読書－アジア女性作家の視点から－」	丸ビルホール（東京都千代田区）	阿刀田高：作家，（社）日本ペンクラブ専務理事他
17.11.15	講演・発表会「日韓をつなぐ短歌と時調（シジョ）」	京都国際交流会館イベントホール	中西進：京都市立芸術大学学長他
17.11.20	日韓学生演奏ワークショップin大阪	大阪府立東住吉高等学校（大阪市）	関西地域の高校生，韓国国立国樂中・高等学校の高校生
17.12.2	座談会「演劇の未来」	JR東日本アートセンター「自由劇場」（東京都港区）	浅利慶太：演出家，劇団四季芸術総監督他
17.12.5	日韓若手芸術家・文化人会合II	NHK大阪放送局「テレビ第2スタジオ」	行定 勲：映画監督，キム・ギドク：映画監督（韓国）他

（3）東京芸術見本市インターナショナル・ショーケース

舞台芸術のブース設置や実演を行うことにより，国内外の劇場関係者に，我が国の新進の舞台芸術作品などを紹介する国際芸術見本市が，平成17年9月に東京国際フォーラム及び丸の内ビルディング（東京都千代田区）にて開催されました。文化庁は国際舞台芸術交流センターを通して，実演デモンストレーション（ショーケース*）を制作しました。

（4）「国際交流年」に対する文化庁の取組

文化・教育，スポーツ等，幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって，諸外国との友好と相互理解を深めることを目的とした「国際交流年」が設定されています。

平成17年は，「日韓友情年2005」及び「日・EU市民交流年」に当たり，文化庁として下記の事業を主催・支援しています（図表2-10-20，図表2-10-21）。

2 文化多様性条約策定の動き

文化多様性を保護・促進することは，異なる文化間の相互理解を深め，世界の平和と安全のために極めて意義深いと考えられます。ユネスコにおいては平成13年に「文化多様性に関する世界宣言」を採択した後，更に議論を続け，2005（平成17）年10月の第33回ユネスコ総会において「文化多様性条約」が採択されました。本条約では，国内での文化多様性の保護・促進のための様々な施策の実施や，先進国による途上国への促進措置・協力の実施が規定されています。

我が国においても，文化多様性の保護，促進を図り，国際社会に積極的に貢献するため，各国における文化政策や取組を調査したり，文化多様性に関する国際会議等に積極的に対応することとしています。

* ショーケース

複数の舞台公演のハイライトを網羅的に提示するもの。

図表 ■ 2-10-20 「日韓友情年2005」における文化庁の主な主催・支援事業

種 別	行事名	期 間	場 所
伝統芸能	人形浄瑠璃文楽とパンソリ日韓交流公演	1月29日・30日 3月3日・4日	国立国音楽院礼楽堂（ソウル） 国立劇場小劇場（東京）
展示	第8回文化庁メディア芸術祭 ①「韓国文化コンテンツ秀作展」 ②「日韓クリエイターズ・ミーティング」 ③「日韓学生アニメ・コラボレーション」	2月25日～3月2日 2月25日 3月1日～3日	ザ・ガーデンルーム（東京） ウェスティンホテル東京（東京） 東京都写真美術館（東京）
映画	韓国インディペンデント映画2005	3月5日～11日	シアター・イメージフォーラム（東京）
伝統芸能	歌舞伎近松座韓国公演	4月1日～3日 4月9日・10日	国立中央劇場（ソウル） 釜山文化会館（釜山）
演劇	「その河をこえて、五月」公演	5月13日～6月19日 7月1日～3日	新国立劇場小劇場（東京）他 芸術の殿堂トゥール劇場（ソウル）
展示	東京藝術大学・韓国芸術総合学校交流展－出会い－	8月26日～9月4日 11月29日～12月18日	芸術の殿堂美術館（ソウル） 東京藝術大学美術館（東京）
公演	日韓舞踊交流「舞姫と牧神達の午後～コンテンポラリーダンスガラ公演」	9月24日・25日	貞洞劇場（ソウル）
上演・シンポジウム	「日韓子ども文化交流－これから一緒に歩く道－」	10月1日～4日	ソウル
公演	日韓民俗芸能交流公演	10月14日 平成18年1月21日	国立劇場おきなわ（沖縄） 文芸会館（済州道）
映画	日本映画際	11月10日～23日	ソウル
公演	宝塚歌劇韓国公演	11月11日～13日	慶熙大学「平和の殿堂」（ソウル）
映画	「韓国クラシック映画特集」	12月6日～25日	東京国立近代美術館フィルムセンター

図表 ■ 2-10-21 「日・EU市民交流年」における文化庁の主な支援事業

種 別	行事名	期 間	場 所
舞踊	牧阿佐美バレエ団 ヨーロッパ公演	9月9日・10日・12日	フランス（パリ、ビアリッツ）
国際フェスティバル	ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン「熱狂の日」音楽祭2005	4月29日～5月1日	東京
演劇	日独共同創造演劇プロジェクト「四谷怪談」YOTUYA KAIKAN	8月5日～14日	東京
演劇	劇団ひまわり招へいポーランド公演	9月11日～21日	ポーランド（クラコフ、プロツワフ、ワルシャワ）
伝統芸能	梅若研能会欧州公演	10月28日～11月8日	ドイツ（ケルン）、ラトビア（リガ）、ベルギー（ブリュッセル、アントワープ）

3 日本語教育の振興

(1) 日本語学習者の現状

近年、我が国における外国人の増加や諸外国との国際交流の進展により、日本語学習者は増

加しており、海外で約235万人（平成15年国際交流基金調べ）、国内で12万8,500人（16年11月文化庁調べ）に上っています。

（2）地域における日本語教育の支援

我が国に在留する外国人は、近年増加の一途をたどっており、地域において多様な文化的背景を持った幅広い年齢層の人々が、社会の様々な場面で、日本人と深いかかわりを持ちながら生活するようになっていきます。

文化庁では、こうした外国人に対する日本語教育を推進するため、日本語の学習を支援するボランティアやコーディネータ（ボランティアなどの中核となる者）を対象とした研修を平成17年度は全国14地域で実施しているほか、子どもを持つ親とその子どもを対象にした「学校の余裕教室等を活用した親子参加型日本語教室」事業を全国9か所で実施しています。

また、日本語を第二言語として学ぶ人の中でも特に成長期にある子どもたちが、日本語や生活習慣等を学ぶことや、日本人の同世代の子どもたちとの交流を通じ、心身共に健やかに成長することを支援するため、文化庁及び文部科学省の関係課が連携し「外国人の子どものための居場所づくりプログラム」を平成16年度から開始しています。

こうした取組以外にも、日本語学習支援に関するシンポジウム（公開討論・協議会）の開催や、地域における日本語学習支援の様々な事例や解説を交えた冊子「地域日本語学習支援の充実－共に育む地域社会の構築へ向けて－」の発行（平成16年7月）を通じて、地域における日本語教育の一層の充実を図っています。

（3）日本語教育機関（いわゆる日本語学校）の質的向上

我が国で日本語を学習する者のうち、大学などの高等教育機関への進学を目指すなど、ある程度体系的に学習しようとする者の多くは、日本語教育機関で学習しています。

このうち、（財）日本語教育振興協会が一定以上の水準にあると認定した機関は、平成17年7月1日現在で391機関、在籍者は2万5,860人となっています。

（財）日本語教育振興協会では、認定した日本語教育機関を紹介する「日本語教育機関要覧」の作成や日本語教材の研究・開発、教員などに対する研修会の開催などの諸事業を行っており、文部科学省は、これらの諸事業に対し助成を行っています。

（4）日本語教育に携わる者の養成・研修等

①日本語教員の養成

文化庁の日本語教育実態調査によれば、平成16年11月現在、日本語教員養成課程コースなどは、国公私立の大学の学部で170校、大学院で30校、短期大学で21校となっており、これらの機関における受講者数は3万773人となっています。また、大学以外の一般の日本語教員養成機関の数は169機関・施設、受講者数は9,956人となっています。

②日本語教員の研修等

国立国語研究所においては、現職の日本語教員などを対象にした日本語教育上級研修（10か月）や、教員・教員志願者・学生・一般人を対象にした日本語教育短期研修（1～2日、年間5回）などを実施し、平成16年度は1,356人が参加しました。また、諸外国の日本語教育の中核的な指導者を育成することを目指す大学院課程を、国立国語研究所、政策研究大学院大学、国際交流基金日本語国際センターが連携して運営しています。17年10月から11名の前期（修士）課程第5期院生を受け入れて指導を行っています。また、18年4月からは1名の後期（博士）課程第3期院生を受け入れる予定です。

③日本語教育能力検定試験の実施

日本語教育能力検定試験は、（財）日本国際教育支援協会により、日本語教育の知識・能力が、日本語教育の専門家として最低限必要な水準に達しているかどうかを審査し、証明することを

目的として実施されています。平成16年度は約6,700人が受験しました。

(5) 海外における日本語教育への協力

文部科学省では、平成2年度より、総務省、地方公共団体と協力し、「外国教育施設日本語指導教員派遣事業」(REXプログラム)を実施しています。

このプログラムは、教育・文化交流活動を通じて、我が国の学校教育の国際化と地域での国際交流の促進を目的として、我が国の公立中・高等学校の若手教員を海外の中等教育施設に2年間派遣しているものです。これら派遣教員は、海外における日本語学習の需要を踏まえ、日本語教育や日本文化の紹介などを行っています。



▲REXプログラムの派遣職員から日本語を学んだ学生たち

(6) その他の日本語学習環境の整備

①日本語教授法・教材の研究開発等

文化庁や国立国語研究所では、日本語教授法・教材の研究開発を進めているほか、日本語教育に関する研究協議会や国際的なシンポジウム（公開討論・協議会）などを積極的に進め、関係者間の情報交換や普及啓発活動を推進しています。

②情報通信技術を活用した日本語教育への支援

文化庁では、国内外の日本語教育の多様な需要や要望にこたえるため、「日本語教育支援総合ネットワーク・システム」を開発しました。これは、電子化された多様な日本語教育教材用素材や日本語教育関係情報を、インターネットを通じて簡単な手続で提供するもので、現在、国立国語研究所において管理運営しています。

また、同研究所では、諸外国で日本語教育が円滑に行えるよう、日本語ソフトなどを提供したり、情報通信技術を用いた日本語指導能力向上のための研修などを行っています。

③日本語能力試験の実施

日本語を学習する外国人を対象に、日本語能力を測定し、認定することを目的として、国内では日本国際教育支援協会が、海外では現地関係機関の協力を得て国際交流基金が、日本語能力試験を実施しています。この試験は、1級（日本語学習時間900時間程度）から4級（同150時間程度）までの試験レベルに分かれており、平成16年度には国内外で約30万人が受験しました。

(7) インドシナ難民・中国からの帰国者等に対する日本語教育の推進

文部科学省は、閣議了解に基づき、我が国に定住などを希望するインドシナ難民や条約難民*を対象として、(財)アジア福祉教育財団に委託して、約4か月間の集中的な日本語教育を行うなど、社会生活に必要な日本語能力の維持向上を図っています。また、中国からの帰国者に対しては、日本語教材や指導参考書を作成し、無償配布しています。

4 芸術文化交流

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化の発展にとっても、また、我が国が世界の芸術文化の発展に貢献していく上でも重要であり、文化庁では、「文化芸術創造プラン」において、様々な施策に取り組んでいます。

具体的には、人物交流として、美術、音楽、舞踊等の各分野において、我が国の新進芸術家

* 条約難民

「出入国管理及び難民認定法」第61条の2によって難民である旨法務省によって認定された者のこと。

が海外の芸術団体などで研修する機会を提供する「新進芸術家海外留学制度」や、海外の優秀な新進芸術家に我が国で研修する機会を提供する「海外新進芸術家招へい事業」、我が国の芸術家に指導・助言を与えてもらうために、世界の最高水準の指導者を海外から招へいする「優秀指導者特別指導助成」を実施しています。

また、公演等についても、我が国と海外との二国間における芸術交流の推進（我が国の芸術団体の派遣公演、当該国の芸術団体の招へい公演等）や、海外との優れたオペラ等の共同制作や世界で開催される有名なフェスティバルなどへの参加を支援しています。

国内におけるフェスティバルについては、平成14年度より、世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て、音楽、舞踊、演劇等の公演を行う「文化庁舞台芸術国際フェスティバル」を開催しています。

さらには、「国際交流による地域文化活性化事業」において、中国や韓国など、アジア各国を中心とした青少年団体との文化交流を行っています。

5 国際社会の一員としての文化財国際交流・協力の推進

我が国及び世界の文化遺産は人類共通の財産であり、その保護・保存のためには国際的な交流・協力が不可欠です。我が国は、長年にわたり、国内外の文化財に関する優れた調査研究を行うとともに、保存修復のために高度な技術を開発し、経験を蓄積してきました。文化財保護の国際的な取組が進展する中で、我が国に対する期待はこれまで以上に高まっています。このため、文化庁では、以下のような取組を行っています。

（1）国際社会からの要請等に基づく国際支援

①文化財保護国際貢献事業

文化庁は、平成16年度より、紛争終結国や自然災害を被った各国からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣及び相手国の専門家の招へい等を行うなど、緊急に取組むべき文化財国際協力を迅速に行うため「文化財保護国際貢献事業」を創設しました。

- 平成16年度～ アフガニスタン国立公文書館所蔵の文字文化財保存支援事業
- 平成17年度～ インドネシア・アチェ州立公文書館への支援事業

②アフガニスタン及びイラクへの文化財協力

文化庁では、「アフガニスタン等文化財国際協力会議」（平成14年9月～15年8月）の提言に基づき、アフガニスタンなどにおける文化財保存修復に関する国際的な協力を行っています。文化財研究所では「西アジア文化遺産保存修復協力事業」の一環として、バーミヤン遺跡の地下探査を行ったり、アフガニスタンの文化財専門家や修復家を招へいして研修を行ったりしています。

また、イラクに対しては、関係省庁との連携により、イラクから盗取された文化財が日本国内に流入しないように措置するほか、ユネスコをはじめとする国際的な支援体制の下で我が国の経験や技術が生かせる協力を行うこととしています。

（2）二国間取決め等による国際交流・協力

①韓国との文化財交流

平成15年4月、文化庁長官と韓国の文化財庁長は、日韓の文化財全般の交流に関する討議の記録に署名を行いました。合意された討議の記録を踏まえつつ、現在、具体的な事業計画の策定に向けた準備を進めていますが、建造物の分野においては下記⑥にあるように組織的な交流が始まっています。

②海外展

文化庁は、従来から諸外国において、国宝・重要文化財を含む展覧会を、海外の美術館等との共催により、年2回開催しています。平成17年度は、ホノルル美術館（アメリカ）において、「やきもの：日本陶磁4000年」展を、アジア美術館（アメリカ）において、「18世紀京都画壇の革新者たち」展を開催します。また、国立博物館では、諸外国の博物館・美術館において「海外交流展」を実施しています。

③在外日本古美術品の修復

文化財研究所などでは、欧米諸国を中心とする諸外国の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力を進めています。

平成16年度実績：絵画 5 件、工芸品 4 件を修復

平成17年度予定：

- （絵画） ・ ギメ東洋美術館所蔵の大政威徳天縁起絵巻 6 巻（継続）
 ・ ベルギー王立美術歴史博物館所蔵の京洛図屏風 6 曲 1 双などの計 6 件（新規）
 （工芸品） ・ メトロポリタン美術館所蔵の黒韋腰取威筋兜 1 頭（継続）
 ・ ロサンゼルス・カウンティ美術館所蔵の耕作図蒔絵料紙箱 1 合（継続）
 ・ スペイン国立装飾美術館所蔵の山水人物蒔絵筆筒 1 基（新規）

④国際民俗芸能フェスティバル

文化庁では、我が国の民俗芸能と関連の深い芸能を外国から招き、国内の民俗芸能とともに公開する「国際民俗芸能フェスティバル」を行っており、平成17年度は東京都及び沖縄県で開催します（16年度は東京都で開催しました）。

⑤イクロムとの連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）に加盟し、国際的な研究事業などに協力するほか、平成12年度からは同センターに文化庁の職員を派遣し連携の強化を図っています。

⑥アジア諸国文化財の保存修復等協力事業

文化庁では、アジア太平洋地域の文化財建造物の保護に協力しています。平成16年度は、ベトナムの農村集落の共同調査、インドネシアの歴史的建造物の保存修復事業への技術協力を実施し、韓国とは、「第1回日韓文化財建造物保存協力協議会」を開催しました。また、相手国の文化財専門家・技術者を招へいして研修を実施しています。

(3) その他

①今後の文化財国際協力等の推進の方向性

文化財に関する国際協力等の推進方策について検討を行うため、文化庁は、平成16年1月から、「文化財国際協力等推進会議」（座長 平山郁夫東京藝術大学長）を開催してきました。同会議は、同年8月、①研究機関間の連携強化と文化財国際協力コンソーシアム（仮称）*の構築、②文化財の国際協力における専門的識見の活用、③継続的な国際協力のための支援体制の整備、④各国の専門家の養成や能力開発、など文化財の国際協力の在り方に関する提言を含む報告を文化庁長官に提出しました。

* コンソーシアム（推進協議会）

各研究機関の調査研究や保存修復活動の成果などの情報を集積し、それらの情報交換の拠点となるとともに、各研究機関やそれらに所属する研究者の相互交流を進めることを目的とする緩やかな連携体組織。

②文化財国際協力コンソーシアムの構築

国内の政府機関，研究機関，NGOなどが一体となって効率的・効果的な文化財国際協力を推進するため，国内各機関等のネットワーク構築，情報の収集・提供，調査研究等を実施する文化財国際協力コンソーシアムの構築に向けて取り組んでいます。

③国際シンポジウムの開催

文化財の分野でユネスコなどの国際機関とのネットワークを強化するとともに，我が国からの情報発信力を高めるため，国内外の関係機関と連携して国際シンポジウムを開催しています。平成16年10月20～23日，文化庁とユネスコは奈良県，奈良市，（財）ユネスコ・アジア文化センターと協力し，「有形文化遺産と無形文化遺産の保護－統合的アプローチをめざして－」を奈良県で開催しました。この会議は，有形文化財と無形文化財の専門家が一堂に会し，初めて文化遺産の保護に関する統合的アプローチをめざして議論した点において非常に画期的であり，会議の成果として「有形文化遺産と無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言」を採択しました。



▲国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護
－統合的アプローチをめざして－」

6 ユネスコを通じた国際協力

(1) 世界遺産の登録・推薦の推進

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）は，顕著な普遍的価値を有する文化遺産・自然遺産を，人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊などの脅威から保護し保存することを目的として，1972（昭和47）年のユネスコ総会において採択されました。我が国は1992（平成4）年に同条約を締結し，2005（平成17）年3月現在で締約国は181か国（平成17年11月現在）に上ります（日本は，世界遺産委員会の委員国（2003（平成15）年～2007（平成19年）です）。



▲知床

2005（平成17）年7月に南アフリカ・ダーバンで行われた第29回世界遺産委員会において，世界で最も低緯度の季節海水がもたらす豊かな海洋生態系と陸上生態系の相互関係が評価され，「知床」の登録が決定されました。現在，我が国では13件の遺産（文化遺産10件，自然遺産3件）が登録され，世界遺産登録総件数は，812件（文化遺産628件，自然遺産160件，両方に該当するもの24件）となっています。

また，世界遺産の候補として「平泉の文化遺産」など4件があり，このうち「石見銀山遺跡とその文化的景観」については，2006（平成18）年2月1日までに推薦書をユネスコ世界遺産委員会へ送付する予定です。

日本を代表する固有の資産の中から顕著な普遍的価値を有するものを世界遺産一覧表に推薦・登録していくことは，日本の文化を世界に向けて発信するとともに，我が国の文化をあらためて我々が認識し，歴史と文化を尊ぶ心を培うことになります（日本の世界遺産について，

図表2-10-22)。

日本は、世界遺産委員会の委員国（2003（平成15）年～2007（平成19）年）として、国際的に指導力を発揮するほか、ユネスコ文化遺産保存日本信託基金などを通じ世界における文化遺産の保全のための様々な支援を行っています。

図表 ■ 2-10-22 日本の世界遺産

	記載物件名	所在地	推薦年	記載年月	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	〃	〃	〃
3	屋久島	鹿児島県	〃	〃	自然
4	白神山地	青森県, 秋田県	〃	〃	〃
5	古都京都の文化財（京都市, 宇治市, 大津市）	京都府, 滋賀県	5年	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県, 富山県	6年	7年12月	〃
7	原爆ドーム	広島県	7年	8年12月	〃
8	厳島神社	広島県	〃	〃	〃
9	古都奈良の文化財	奈良県	9年	10年12月	〃
10	日光の社寺	栃木県	10年	11年12月	〃
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	11年	12年12月	〃
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県, 奈良県, 和歌山県	15年	16年7月	〃
13	知床	北海道	16年	17年7月	自然

（2）無形文化遺産の保護に関する取組

生活形態や価値観の変化に伴い、無形文化遺産が急速に失われつつある中で、無形文化遺産を保護するための国際的な取組が必要とされています。我が国は、無形文化遺産をも保護対象とする文化財保護法を各国に先駆けて整備しており、この分野における先進国として、積極的な取組を行っています。

①人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言

ユネスコは、人類の口承及び無形遺産の傑作を讃え^{たた}るとともに、その継承と発展を図ることを目的として、2001（平成13）年度より、加盟国から提出される候補でユネスコの基準を満たすものを、隔年で、傑作として宣言しています。

これまでに、我が国からは第1回目で「能楽」が、第2回目で「人形浄瑠璃文楽」が傑作として宣言されています。また、2005（平成17）年11月25日、第3回傑作として、我が国から提出していた「歌舞伎（伝統的な演技演出様式によって上演される歌舞伎）」が宣言されました。

②無形文化遺産保護条約

2003（平成15）年10月、ユネスコ第32回総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、我が国は、16年6月、3番目の締約国となりました。この条約は2006（平成18）年1月20日、30番目の締約国を得て、同年4月20日に発効することになりました（18年1月31日現在、締約国32か国）。なお、この条約の発効後は、それ以前に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言された無形文化遺産は、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されます。

7 文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財取引を実効的に防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的として、我が国も、平成14年9月に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、併せて「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」の制定及び文化財保護法の改正を行いました（同年12月9日から施行）。

これにより、外国の博物館などから盗取されたもので文部科学省令で定める文化財（特定外国文化財）については、原則として輸入が禁止されることになりました。現在、トルコ内の施設から盗取された文化財2種類が特定外国文化財に指定されています。

また、特定外国文化財の盗難の被害者については、現行民法で認められている代価弁償を条件として、回復請求期間を2年間から特例として10年間に延長することとともに、重要有形民俗文化財の輸出について、届出制から許可制に改められました。